

別海町議会会議録

第2号（令和2年12月15日）

○議事日程

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

- | | | | |
|---|-----|------|----|
| ① | 3番 | 田村秀男 | 議員 |
| ② | 2番 | 横田保江 | 議員 |
| ③ | 13番 | 中村忠士 | 議員 |
| ④ | 6番 | 大内省吾 | 議員 |
| ⑤ | 12番 | 松原政勝 | 議員 |
| ⑥ | 9番 | 今西和雄 | 議員 |
| ⑦ | 1番 | 宮越正人 | 議員 |

○会議に付した事件

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

- | | | | |
|---|-----|------|----|
| ① | 3番 | 田村秀男 | 議員 |
| ② | 2番 | 横田保江 | 議員 |
| ③ | 13番 | 中村忠士 | 議員 |
| ④ | 6番 | 大内省吾 | 議員 |
| ⑤ | 12番 | 松原政勝 | 議員 |
| ⑥ | 9番 | 今西和雄 | 議員 |
| ⑦ | 1番 | 宮越正人 | 議員 |

○出席議員（16名）

1番 宮越正人	2番 横田保江
3番 田村秀男	4番 小椋哲也
5番 外山浩司	6番 大内省吾
7番 木嶋悦寛	8番 松壽孝雄
9番 今西和雄	10番 小林敏之
11番 瀧川榮子	12番 松原政勝
13番 中村忠士	14番 佐藤初雄
副議長 15番 戸田憲悦	議長 16番 西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
 教 育 長 登 藤 和 哉
 福 祉 部 長 今 野 健 一
 建 設 水 道 部 長 山 岸 英 一
 病 院 事 務 長 大 槻 祐 二
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 公 一
 監 査 委 員 事 務 局 長 小 林 由 治
 福 祉 部 次 長 青 柳 茂
 建 設 水 道 部 次 長 伊 藤 一 成
 総 務 課 長 佐々木 栄 典
 財 政 課 長 寺 尾 真 太 郎
 防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡
 尾 岱 沼 支 所 長 他 福 原 義 人
 介 護 支 援 課 長 千 葉 宏
 保 健 課 長 他 干 場 富 夫
 水 産 み どり 課 長 小 湊 昌 博
 管 理 課 長 伊 藤 一 成
 指 導 参 事 根 本 涉
 学 校 教 育 課 長 入 倉 伸 顕
 中 央 公 民 館 長 内 山 宏

副 町 長 佐 藤 次 春
 総 務 部 長 浦 山 吉 人
 産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則
 教 育 部 長 山 田 一 志
 会 計 管 理 者 阿 部 美 幸
 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 佐々木 栄 典
 総 務 部 次 長 佐々木 栄 典
 産 業 振 興 部 次 長 小 湊 昌 博
 教 育 部 次 長 石 川 誠
 総 合 政 策 課 長 三 戸 俊 人
 税 務 課 長 伊 藤 輝 幸
 西 春 別 支 所 長 他 田 村 康 行
 福 祉 課 長 干 場 み ゆ き
 町 民 課 長 青 柳 茂
 老 人 保 健 施 設 事 務 長 竹 中 利 哉
 商 工 観 光 課 長 田 畑 直 樹
 上 下 水 道 課 長 外 石 昭 博
 学 務 課 長 他 宮 本 栄 一
 生 涯 学 習 課 長 他 石 川 誠
 図 書 館 長 他 新 堀 光 行

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実

主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

1 番 宮 越 正 人
 3 番 田 村 秀 男

2 番 横 田 保 江

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
1番宮越議員。
○1番（宮越正人君） はい。
○議長（西原 浩君） 2番横田議員。
○2番（横田保江君） はい。
○議長（西原 浩君） 3番田村議員。
○3番（田村秀男君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。
-

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 一般質問を行います。
発言に入る前に申し上げます。
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いします。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
初めに、3番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。
○3番（田村秀男君） はい。
○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。
○3番（田村秀男君） はい、議長。
○議長（西原 浩君） 3番田村議員。
○3番（田村秀男君） 通告に従い一般質問をします。
質問のタイトルは、「健康で生涯活躍できる環境づくりについて」です。
厚生労働省の発表によると、2019年の日本人の平均寿命は、女性が87.45歳、男性が81.41歳となり、共に過去最高を更新したことが分かりました。
同省は、心身ともに自立し、健康的に生活できる「健康寿命」を算出しており、最新の数値では、女性が74.79歳、男性が72.14歳となっています。
健康とは、「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にある」と、WHOでは定義しています。
本町の健康づくりの推進については、『「健康べつかい21」をはじめとする保健計画に基づき健康寿命の延伸に欠かせない生活習慣病の重症化予防に重点を置き、各種健康診査の受診勧奨などを積極的に進め、健康の保持・増進を促すとともに、乳幼児から高齢期

まで生涯にわたる保健事業の充実を図ります』と、町長２期目の行政執行方針の中で述べられています。

町長の信条である「行動力・トップセールス」に期待を寄せ、健康で生涯活躍できる環境づくりについて、政策提言を含め以下の５点にわたり質問します。

１点目です。

肉体的に健康を保つためには、疾病の予防や早期発見が重要となります。

本町における特定健診の受診率の目標は６０％としていますが、現状と達成に向けての努力や工夫されている点について伺います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

「第２期別海町保険事業実施計画」の最終年度となる令和５年度の特定健診受診率の目標値は６０％ですが、過去５年間の受診率は３６％～３８％台で推移し、令和元年度では３７．２％で、目標値の４４％には達していない状況です。

受診率の向上に向けた取組については、各地区の健診日程を維持し、多くの町民が受診しやすい環境づくりに努めているほか、受診の必要性について理解をしやすいよう個別に通知している受診案内の見直しを随時行っています。

また、チラシの新聞折込、町広報誌、ホームページ等で周知を図っているところです。

さらに、令和元年度は、前年に受診した方のうち、元年度に受診していない方を新たに受診勧奨対象者に追加した結果、病院での個別健診や個人からの検査データの受領につながり、前年度を上回る受診率となっております。

また、特定健診対象者が職場等において健診を受診した際の結果データを町に提出していただくことで、特定健診の実績とすることができると、商工会で実施している健診結果の受領を本年度から開始するなど、受診率の向上に努めています。

以上です。

○３番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） ３番田村議員。

○３番（田村秀男君） 現状の受診率が３６％～３８％という御答弁をいただきましたけれども、本町の特定健診の受診率というのは、道内あるいは管内的に見て高いほうなのかどうかということが１つと、平成２８年度では特定健診の対象者の数が３，８７３人おりますよね。

現在、国保の被保険者は５，７４５人なのですが、このうち現在の対象者といえますかね、これは、何人ぐらいおられるのでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

本町の受診率の関係ですが、比較可能なデータが平成３０年度分まで公表されていることから、平成３０年度の数値でお答えいたします。

本町の平成３０年度の特定健診受診率については３６．３％で、北海道の平均２９．５％、根室管内の受診率が２７．５％、これらより高い状況となっております。

また、対象者の数につきましては、３年間で申し上げますと、平成２９年度は

3,798名、平成30年度が3,651名、令和元年度が3,523名というふうになっております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 受診率は、道内、それから管内の数字を見ても、別海町は高いほうに推移していると。

そういう位置づけなんですから、別海町の第2期の別海町保健事業計画（データヘルス計画）ですけれども、これでは、令和2年度の受診目標値を48%と定めていますよね。

それから、令和5年度、最終年度ですけれども、この受診目標値は60%と、こういうふうに設定されておりますけれども、この計画の数値の達成に向けての課題といいますかね、町自体の課題は、どこにあると分析されていますか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

受診率が大きく伸びない主な要因としましては、若い年齢層において自身の健康に不安を感じていないこと、また、働き盛りで時間が取れないなどの実態があるものと分析しています。

それを課題と捉えております。

また、特定健診結果から、治療の必要な方が病院につながり、また、通院などを理由に特定健診を受診しなくなるケースなどが受診率に影響しているものというふうに考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 課題は、今ちょっと共有いたしました。

それでは、特定健診受診後の保健指導の中で、最大の目的である「メタボ」というのはどの程度改善されているのでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

特定健診受診者の内臓脂肪症候群、通称「メタボ」の該当者及び予備軍を含めた方の割合は、改善しているとは言えない状況です。

平成30年度の実績で申し上げますと、保健指導による個人の健康意識の改善により、「メタボ改善率」は18.9%となった一方で、新たに「メタボ該当者」となる方もおまして、結果的に一定割合で「メタボ」の方が存在する状況があるというふうに分析しているところです。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、分かりました。

1点目の質問では、特定健診の受診率の確認をいたしました。

それから、達成に向けての努力や工夫、その他課題の共有をいたしました。

それでは、2点目に入ります。

国民健康保険の保険者努力支援制度について、本町における評価指標の配点及び特別調整交付金を活用した支援額の実態は、どのようになっていますでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

保険者努力支援制度における本町の令和2年度の評価指標の配点ですが、特定健康診査やがん検診等の受診率など、保険者共通の指標において670点満点中230点、保険税徴収率や保険給付の適正化に関する取組の実施状況など、国民健康保険固有の指標においては325点満点中254点となっており、保険者共通の指標、国民健康保険固有の指標合わせて995点満点中484点となっています。

なお、交付予定額として、1,026万9,000円を歳入に予算計上しているところです。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 別海町の配点は995点中484点、それからインセンティブが1,000万円近くもらえると、こういうことですね。

それでは、評価手法の共通事項、固有事項というのがありますけれども、この中で特に高配点となっている、高い点数ですね。

これについては、糖尿病等の重症化の予防や、保険税、これの収納対策だとか、ジェネリックですか、後発医薬品だとか、その促進だとか使用割合というのは、相当高いと思うのですけれども、こういう理解でよろしいでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

令和2年度における配点状況ですけれども、高配点となっている項目につきましては、後発医薬品の使用促進に関する取組の状況、これが130点と最も高く、次いで、糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況、これが120点となっています。

また、保険税収納率向上に関する取組への配点につきましては、100点の配点というふうになっております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

そうしますと、本町の場合、健診率は、管内的に見ても高いほうですし、それから、収納率も、これ調べましたら、大体现年分で98%の収納率となっていますよね。

それから、滞繰の分で38%と低いのですけれども、それでは、まだまだ満点が995点だから伸び代があるということの理解ですね。

ただ、995点満点のうち、市町村の平均、全国の平均が600点程度なので、別海町は、この保険者努力支援制度を有効に活用できているのかなという点が1つ。

それから、これだけ頑張っているのだけれども、市町村の平均に届かない現状をどういうふうに考えているのか。

また、まだまだ点数が上がる要素があるので、点数を上げるためには、何が課題で、どういうふうに解決していこうと考えておりますか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

まず、1点目の「有効活用できているか」ということにつきましては、保険者努力支援制度による交付金につきましては、道内に納める国民健康保険事業費納付金の財源としております国保特別会計全体においては有効活用できていると考えておりますが、獲得点数が全道・全国の平均と比較して低いという点からいえば、この制度を有効的に活用し切れていないということも言えると思います。

2つ目の「市町村の平均に届かない状況」ということですが、令和2年度における本町の点数が全国平均より低くなっていることについては、令和2年度の評価指標項目及び内容の見直しによる影響やこれまでの取組が思うような成果として表れていないなどの要因があるところですが、現状における課題について取組を進め、獲得点数の向上を目指す必要があると認識しているところです。

3点目の「課題等の解決等」とにつきましては、現状の課題としましては、特定健康診査等の受診率の向上や後発医薬品の使用促進に関する取組、それから個人へのインセンティブ提供の実施など、配点の高い項目において得点できていないことから、重点的に取組を図っていく必要があると考えているところであり、そのためには、被保険者の協力や理解が必要であることから、さらなる周知を図るとともに新たな試みも必要であることから、そのための準備・検討を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） この制度は努力に応じてインセンティブをもらえるのですから、取組の努力と成果に期待しております。

この2点目の質問では、保険者努力支援制度の点数あるいは交付金の額の確認をしました。

それから、本制度への取組への課題だとか解決策について課題を共有したということです。

3点目に移ります。

精神的に健康を保つためには、質の高い睡眠やストレスと上手に付き合うこと、ウォーキングなどの有酸素運動が効果的ですが、これらの健康教育をコロナ禍の中でどのように推進されているのか伺います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

コロナ禍における健康教育の推進については、感染症対策を徹底した上で、日々行っている家庭訪問や来館者に対する健康相談のほか、町の健診結果説明会を活用し、健康を保つための良質な睡眠や適度な運動、バランスの取れた食事などを生活の中に取り入れ、健康の保持に努めていただけるよう保健指導を行っています。

そのほか、コロナ禍における運動不足解消の取組としまして、家庭でできる軽運動をチラシや町のホームページにより町民に紹介し、実践していただくことで、ストレスの低減にもつながっているものというふうに考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、分かりました。

国の「健康日本21」では、1日当たりの歩数を約1,500歩増加させるということを目指していますよね。

うちの「健康べつかい21」の計画書の中では、平成18年度に歩数の調査はしているのですが、以降、歩数の調査はしていないため把握方法を検討していくというふうに大きく目標にしていますけれども、この把握方法の検討の結果はどのようになりましたか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

歩数の把握方法につきましては、検討した経緯はありますが、結論に至っていないのが現状です。

平成18年度の歩数調査は、ヘルスアップを目的に生活習慣病の実態を把握するための調査として町民80人を対象に実施しましたが、万歩計のつけ忘れや紛失が多く、また、得られたデータは、車の乗降時などのカウントも含まれるということもありまして、正確性を欠いていたということで、参考値程度にとどまったということです。

このような経緯を含めまして、歩数調査の関係につきましては、令和4年度策定予定の次期の「健康べつかい21」の中で再度整理していきたいというふうに考えています。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

それでは、コロナ禍の中での健康教育は大変でしょうけれども、自分の健康を守るためにも大切なことです。

別海町では、どのような健康教育をされているか、また、参加者が能動的に学ぶ場としての講演会だとかセミナーを開催するべきと思うが、いかがでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

町が行っている健康教育ですが、保健センターにおきましては、日々の保健指導や健診

後の説明会時のほか、幼児や小・中学生を主な対象とした歯科保健教育、成人・高齢者を対象とした受動喫煙や認知症、フレイル予防教育、妊産婦を含む母子を対象としました母子保健教育、それから、学生や町民を対象とした精神保健教育を実施しているほか、町民の学ぶ機会の1つとして、教育委員会で進めております「ふれあいトーク宅配講座」に役場内関係部署が対応し、健康教育を推進しているところです。

また、講演会やセミナーの開催につきましては、健康教育に欠かせない重要な位置づけから、今年度、北海道の主催で講師を招いて健康講演会を別海町で開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染者の影響から中止となっております。

また、「いのち支える別海町自殺対策行動計画」を推進するために、昨年度から北海道と連携しまして延べ10回の講演会・研修会を別海町で開催してきております。

今後も、引き続き学びの場の機会の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ぜひ、コロナが収まったら、セミナー、講演会、中止になりましたけれどもね、来年以降、ぜひ実施してください。

3点目では、健康教育の実態の確認と能動的に学ぶ場の提案、それから、歩数調査の検討結果を確認いたしました。

4点目に移ります。

社会的に健康を保つためには、社会性・人間関係も良好でなくては健康という状態ではないと考えます。

スポーツ施設や文化施設の利用あるいは社会教育事業への参加を促す施策と連携して保健計画を推進することが必要不可欠ですが、所見を伺います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

健康を保つためには、肉体的・精神的に良好な状態に加え、社会的にも良好な状態であることが重要と認識しています。

町の保健計画である「健康べつかい21」では、身体活動及び運動習慣の推進について町が行う事業への参加を勧奨することとしており、主に町民と接する日々の保健業務の中で、運動教室や介護予防教室などの情報提供や参加を促しているところです。

社会への参加は、学びの機会や人との関わりを通し生きがいや周囲との関係を築くことで、健康の保持・増進にもつながることから、町が行う各種施策と連携した保健事業の推進を図ってまいります。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 大きな視野で健康づくりを捉えた場合ですね、例えば、パークゴルフは、仲間と頭を使い、歩いて有酸素運動、大きな声で仲間とカラオケで肺活量アップ、生涯学習センターで仲間と学んで自己研さんと。

これらも自主的な健康づくりと思いますが、どのように考えていますか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

パークゴルフや仲間とのカラオケ、それから、仲間と学ぶ機会の確保については、肉体的・精神的・社会的に満たされる環境につながるというふうに思われますので、自主的な健康づくりを進める上で効果的であるというふうに考えています。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 町長にお伺いいたしますけれども、先ほど、健康の定義は、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも全てが満たされた状態にあることと、これに向けて、多様な施策と連携して乳幼児から高齢期まで生涯にわたる保健事業の充実を図るべきだと思っております。

そこで、町長ね。

町民は、町の財産ですよ。

それを守るが、やはり行政の最優先事項ではないでしょうか。

町長の考えをお聞きいたします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 田村議員の御質問に答弁いたします。

まず、子供から大人まで、社会と一体となって健康に取り組んでいくことが必要でないかという御意見に対しましては、うちの町は、生涯学習ということは、町の基本として、まさしく乳幼児から高齢者までみんなして学びあおうと、そういう場を設定すべく、今、拠点となる生涯学習センターを建設しておりますし、それだけではなくて、各種スポーツ施設、または健康・福祉施設、そういうものもしっかり整備して、やはり町全体が社会といつまでもつき合っていくこと、そして、自ら自分の健康を考えてもらうこと、そういうことは大切なことだと思っておりますので、今後とも、その部分についてはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

また、「町民は、町の財産でないか」という御質問でしたけど、まさしく逆に町民が町なんだと。

町民があつてこそその町であり、町民が主体となったまちづくりが大切なことだと思っておりますので、やはり、第一に町民がいかに幸せに暮らし、そして、我がふるさとをいつまでも自分のふるさと思ひ、親しんでくれる、そういう場にしていくことは町の大きな責任だというふうに思っておりますので、私も、そういう心がけで今後ともまちづくりに取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

4点目では、自主的な健康づくりの考え方の協議をいたしました。

それから、最優先事項ということで、今、町長から「まさしくそのとおりだ」と、そういう見解もいただきました。

それでは、5点目に移ります。

ウォーキング歩数、健診の受診、社会教育事業の参加実績などを商品券に換算する「健

康ポイント制度」事業を実施している市町村が増えています。

その結果、「健診率が伸びた」「施設の利用者が増加した」「医療費が減った」などの実践事例を調査すると、健康づくりを「お得」「楽しく」「無理せず」とした感覚で取り組んでいる姿が見えてきます。

本町の「健康で生涯活躍できる環境づくり」を実現する方策として「健康ポイント制度」、これを政策提言します。

町長の見解を伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） はい。

田村議員の御提案にお答えいたします。

健康ポイントを活用した自治体の取組については、道内においても多々見られておりまして、健康寿命の延伸や健康格差の縮小等を主な目的として実施されております。

本町においても、平成30年度に北海道が主体となり実施しておりました「北海道健康マイレージ事業」、これに参加をしまして、町が行う各種健診や栄養教室または運動教室等を対象に実施していたのですが、これが平成31年度に事業が中止となりまして1年間で終了してしまいました。

現在、町では、商工業振興協同組合が行っております「COWCOWポイントカード」、これと「行政ポイント」の連携を来年度から始められるよう、庁内関係部署が横断的な協議を進めております。

具体的には、高齢者を対象とした寿大学や健康体操教室への参加、また、妊婦の方々や子育て世帯を対象としました教室、そのほか環境美化活動を対象としたボランティア活動等、また、そのほか健康診断を受診することに加え、転入や出生など、幅広い分野をポイントの対象にしたいというふうに考えておりまして、「健康ポイント制度」、これにつきましては、これら新たな取組の中で実践していきたいと考えております。

今申し上げましたように「COWCOWポイント」という商工業振興、そして健康を対象としたポイント、さらには町内のいろいろなボランティア活動に積極的に参加できるようなポイント、いろいろな意味合いを含めたポイント制度ができ上がればなど、そんなふうに、今、庁内調整をしているところでございます。

御提言があったような内容については、しっかり今検討中だということで、できるだけ早く実現したいと思っておりますので、御理解よろしく申し上げます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 31年度に終わった道のやっているマイレージ事業、この成果というのはどのように受け止めているのですか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

道の行っていましたマイレージ事業の成果につきましては、健診を受けた方のうち20名程度が申込みをいただいたというところなんです。

それにつきましても、受診者自らではなくですね、こちらのほうから促しを行ったところ応募をいただいたというような状況になっております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 提言いたしました健康ポイント制度について「実践していく」というような前向きなね、今御答弁をいただきましたけれども、やっぱり健康づくりを応援するには、この健康ポイント制度は大変よい事業と思います。

近くの町での事例では、中標津町では、タイトルが面白いのですけれど、「なかなか健康なかしべつポイント」というポイント制度をつくってやっているんです。

健診に行ったら何点、10ポイント溜まったら応募して、抽せんがあります。

インターネットでの情報では、「21人に商品券を配布した」と。

それで「健診率が上がった」というコメントもありました。

それから、上士幌町では、議員でも研修に行って直接お会いしましたけれども、上士幌の町長は、もう地球2周ぐらい歩いているんですよ、万歩計をつけて。

そういうふうに頑張っている人なんです。

そこでは、タニタの健康プログラムを活用して、希望する町民に歩数計、これを貸し出して、ポイントをつけて商品券や景品と交換しています。

それから、斜里町では、スマートフォン専用のアプリをダウンロードして、歩くと健康ポイントが貯まり、商品券と交換できると。

こういうたくさんの事例が、近くの町でもどんどんやっております。

それで、私が提案しているのは、「歩いて健康づくり」「学んで健康づくり」「疾病予防で健康づくり」「商品券で商店活性化」、こうなると「一石三鳥」ではないでしょうか。

町民はね、ポイントを貯めることを励みにですね、結果として健康を得る仕組みとなり、商品券で地域経済の活性化にもなるじゃないですか。

貢献できるじゃないですか。

再度、本格的な実施に向けて町長の御見解を伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 再度の御質問です。

他の町でいろいろな取組方をしているという今事例を挙げていただきましたけれども、私どもも、そういった実際に今実行している町村の取組方の成果等についてもしっかり把握した上で、何が今のうちの町にとって一番よい方法なのかというようなことも議論していかなきゃならないと、そんなふうに考えております。

そして、「なるべく早く」ということなのですけども、一応今の予定では、来年からできそうということですので、早期に詰めていきたいというふうに考えておりますので。

商工会のほうの「COWCOWポイント」と連携していくことがよいのか悪いのかという部分もしっかり詰めていかなきゃならないし、できれば、なるべく統一した形で一つにしたほうが、いろいろなポイント制度がまた複雑に出てくると、どれがよいのか迷ってしまう町民の方々も出てくるのかなというようなこともありますので、そういうことなども含めて、全体的になるべく中身を詰めて、一番よい方法でやっていきたいというふうに思っております。

しっかり取り組みたいとお約束したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3 番田村議員。

○3 番（田村秀男君） はい。

力強い約束をいただきました。

5 点目の質問では、健康ポイント制度の事例紹介と実施への意欲度をお聞きしましたが、来年度から実践したいというふうなことも確認できました。

以上、5 点にわたり、健康で生涯活躍できる環境づくりの実態と、それから健康ポイント制度事業の見解を伺いました。

健診の重要性や質の高い睡眠、ストレス解消や運動習慣、社会参加など、健康づくりが多岐にわたっていることを確認し、また、考え方も課題も今共有いたしました。

「健康が全てではないが、健康を失うと全てを失う」、このようなことにならないように健康で生涯活躍できる環境づくりを推進することは、必要不可欠です。

健康を支え、全てのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上に取り組み、健康寿命を延ばす政策を実行すべきです。

以上を述べまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で3 番田村秀男議員の一般質問を終わります。

ここで10 分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、2 番横田保江議員、質問者席にお着き願います。

○2 番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○2 番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2 番横田議員。

○2 番（横田保江君） はい。

通告に従い一般質問をします。

1 番目、「高校生への給食提供で子育て支援を」。

本年6 月の定例会で私が一般質問をした高校生への給食提供による子育て支援について、教育長から「今年度中に別海高等学校支援事業全体に対する生徒・保護者向けのアンケート調査の実施を予定しており、給食提供のことも実態の把握に努めたい」などの答弁がありました。

その後、総務文教常任委員会の調査において別海町教育委員会が実施したアンケート調査の結果が報告されましたが、議会が一昨年に実施した高校生対象のアンケート結果よりも高校生の学校給食を求める意向が高まっており、その割合は、50 %を占めました

また、中学生については、55 %が高校における学校給食の提供を求めています。

そして、保護者については、84 %の割合で学校給食の提供を求めているため、高校生への給食提供による子育て支援は、福祉が向上するだけでなく、別海高校の進学率に大きく寄与するものと考えられます。

高校生への給食提供による子育て支援について、以下の3 点にわたり質問します。

（1）保護者は、84 %の割合で学校給食の提供を求めています。

この調査結果をどのように考えますか。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

この質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

今年の9月に行ったアンケート調査については、「地域の子どもは、地域で育てる」との意識のもと、別海高校のさらなる発展と魅力ある学校づくりを目指すため町内中・高生とその保護者に対し要望等を広く伺い、今後の支援策に役立てるため、平成27年度に実施したアンケート調査をベースに、給食提供に関する項目を新たに追加し実施をしております。

保護者への調査結果につきましては、全体で151人の回答を得たものの、回答率は約20%と低めでした。

そのうち「給食の有償提供があれば利用する」との回答が127名であり、割合は約84%と高くなっています。

主な理由としては、「栄養面」や「保護者の負担軽減」、それから「朝は忙しいので給食提供があれば助かる」などの意見がありました。

一方、「利用しない」との回答が約9%あり、主な理由として、「親から自立していく3年間だからこそ親も頑張るべき」「自分で弁当を持参しているため継続させたい」などの意見も一定程度ありました。

今後も、保護者ニーズを的確に捉えるため、回収率が高まるアンケート調査を行い、その結果については、検討材料の1つとしたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

分かりました。

次、（2）番、前回の私の質問に対して、「住民基本台帳を基に令和7年度時点で別海高校の生徒及び教職員を含めた約360食の提供が可能となる見込みである」と答弁がありました。

令和7年度以降の提供を検討するのではなく、希望する保護者単位、学年単位、曜日単位など、工夫を凝らして、給食センターの提供能力を最大限に活かした給食提供を1年でも早く実現すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

この質問も私のほうからお答えさせていただきます。

高校生の給食提供につきましては、以前もお答えした部分もありますが、北海道防衛局の厨房機器の目的外使用に対する理解というものが必要となりますが、実際に給食提供を受ける別海高校側の人員体制や受入れに必要な校舎の改修などの予算確保も最も重要であるというふうに考えているところです。

また、議員の質問にある日々の給食の提供食数変動するような細かな対応を取るとは、給食費の徴収の面からも煩雑となり、現在の給食センターや別海高校の人員体制からも困難であるというふうに考えております。

今後、これらの課題を整理しながら、継続して生徒や保護者のニーズを聴くなど、計画的に検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

その検討結果によっては、令和7年度には実施していきたいということなんですか。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

今の御質問ですけれども、これまでもお答えしておりますとおり、キャパといいますか、提供できる給食体制の給食の食数をつくる能力としては、今の児童・生徒の減少の状況から判断すると、令和7年度時点では提供が可能となるというふうに考えておりますので、後は、今申し上げたとおりですね、厨房機器の目的外使用の部分ですとか、そういった高校側、それから給食センター側の人員の体制を含めてですね、そういったものが全て解消できることによって実現するものというふうに考えておりますので、「令和7年度に絶対」という部分は現時点では申し上げることはできませんが、能力的には可能だという説明ですので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

では、次、（3）番、別海高校側との協議に向けて、まずは、高校生への学校給食提供の調査を進めていただきたいと思いますと考えますが、いかがですか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

別海高校への給食提供については、様々な協議や調査を行うことが必要であるというふうに先ほどの答弁でも申し上げたところでございます。

今後についてですが、他の市町村の実践事例あるいは先進地視察などを含め、計画的に調査・研究を進めていくことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

ぜひ、1年でも早く実現をしていただきたいと思います。

次に、2番目に行きます。

2番、「給食センターのアレルギー対応食の提供状況は」。

安心、安全な学校給食の提供を目的とする学校給食センターが稼働してから半年余りが経過しました。

アレルギー食にも対応するなど、充実した設備を備えておりますが、これまでの給食提

供が万全に行われているのか質問します。

(1) アレルギー対応食が提供できていないと町民の声から知りました。

提供できていない期間、その原因と今後の見通しについて伺います。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

令和2年4月から新しい学校給食センターの運用を開始し、子供たちが楽しみにしている安全、安心な学校給食の提供を継続しているところであります。

新給食センターでのアレルギー対応につきましては、令和元年11月に、校長会、教頭会及び「食物アレルギー対応連絡協議会」において、当面の間は通常献立の調理を最優先することとし、これに専念する時間を確保するためアレルギー除去食及び代替食の提供を休止し、調理の運用状況等を確認しながら、令和2年度中の再開を予定している旨説明をした後に、各園、各校及び保護者宛てに周知をしております。

新給食センターの稼働状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年6月からのフル稼働というふうになっておりますが、調理員の作業ローテーションの確立や機器等の操作手順の習得にも苦慮している状況にあります。

このことから、安全性の確保を最優先に考え、令和2年度中のアレルギー除去食及び代替食の提供は休止することとし、校長会及び教頭会で内容を説明した後、各学校や幼稚園とアレルギー対象保護者宛てに通知をしたところであります。

なお、現状の調理員の人数ではアレルギー対応食を提供することが困難なことから、令和3年度に調理員を増員し、5月からアレルギー除去食の対応を開始し、2学期から代替食を提供する予定としております。

また、調理員を増員できなかった場合につきましては、文部科学省が示す「食物アレルギー対応指針」に「食物アレルギーを有する児童・生徒にも、給食を提供する」と、「そのために安全性を最優先すること」と、また、一方では、「調理員の人員等を鑑み、過度に複雑な対応は行わないこと」、こういったことが規定をされておりますので、これらのことを踏まえ5月からの除去食対応のみとしたいと考えているところでございます。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、分かりました。

(2) 番、アレルギー対応食が必要な児童・生徒は、現在何人ですか。

また、アレルギー対応食の調理のために必要なスタッフは何人ですか。

いずれも、10年前との比較を含めてお答えください。

○学校給食センター長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（宮本栄一君） それでは、お答えいたします。

令和2年度のアレルギー対応児童・生徒数は47名で、アレルギー対応食の調理のために必要なスタッフは、2名の確保が必要となります。

また、10年前との比較ですが、10年前はアレルギーに対する指針が策定されていなかったことから単純に比較することはできませんが、平成29年度に「別海町アレルギー対応指針」を策定してからの比較となりますが、4年前のアレルギー対応児童・生徒数は

4 4名で、調理員については、2名程度に相当する人員が対応していたところです。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

今現在とあまり変わらないというのですよね。

今の新しい給食センターではなくて、今までの施設で調理していたとおりのアレルギー対応食を出しているということなんでしょうか。

○学校給食センター長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（宮本栄一君） はい。

来年度からのですね、アレルギー対応の品目についてなんですけれども、卵、乳、エビ、カニ、落花生、サケ、ホタテ、タラ、リンゴ、桃の10品目を対応するように考えております。

これまでは、約30品目を対応していたんですけれども、その対応根拠といたしましては、「重症化しやすい」、あと「新規で発症しやすい」、あと「給食提供数の回数が多い」などが理由となりますので、そういった対応を令和3年度からしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、分かりました。

（3）番に行きます。

アレルギー対応食の欠食時の給食費についてはこれまでと変更はなく徴収するといった考えについて、保護者に通知があったと伺っていますが、その通知の詳細とアレルギー対応食が提供できない場合の給食費の取扱いがどうなるのか詳細を伺います。

○学校給食センター長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（宮本栄一君） はい。

それでは、お答えいたします。

令和3年度からの学校給食に係る食物アレルギー対応について、令和2年11月5日付でアレルギー対応保護者宛てに通知を行っております。

その中で、アレルギー欠食時の給食費の取扱いについても説明しており、内容は、「1品、2品など、給食メニューの一部を欠食する場合は、通常給食費を徴収させていただく」、また、「学校や園を通して1カ月単位で事前に給食を食べない日を報告していただくことで、食べない日の給食費の徴収は行わないこと」としております。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） もう少し保護者の声を聴くという考えはありますか。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） ただいまの質問ですけれども、保護者の声を聴くという部分

が、どういったところを聴いてくれということなのかちょっと定かではありませんが、複雑なアレルギー対応を取ってくれということなのか、どういったことなのか分からないですけれども、今後です、給食提供に関しては、先ほどもセンター長が申し上げたとおりですね、アレルギー提供の品目の内容についてはですね、あまり過度で複雑な対応とならないようにということで、10品目の対応をするというような御説明を申し上げておりますので、それについては説明どおりの対応となりますが、ただ、保護者がどういったことを求められているのかというようなことはですね、機会があることにですね、意向を確認するような形でですね、子供たちの望む安心で安全な給食提供、これに心がけていきたいというふうに考えておりますので、御理解よろしく願いいたします。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

個人個人によってアレルギーのひどい人とあまりひどくない人って3段階ぐらいに分かれるのかなっていうふうには思いますけれども、何段階かちょっと分かりませんけれども、そういった細かいところも配慮していただいて金額の徴収などをしていただければよいのかなっていうふうに思います。

保護者の方からも、ただお金を取られているみたいな感じで不満がある方もいるようなので、ぜひ、今後、保護者の方の声を聴いていただければと思います。

次、3番目に行きます。

それでは、3番目、「ふるさと交流館の直営によるサービスの影響について」。

ふるさと交流館については、本年9月定例会で、中村議員から「ふるさと交流館について」の一般質問がありました。

その際に、町長は、「来年4月より指定管理体制から町直営に運営体制を変更し、まずは、入浴サービスのみで運営する」と答弁されました。

また、「入浴施設の機械整備など、継続的な運営に向け、その点検・整備のため一定期間休館する」との答弁もありました。

さらに、「宿泊・飲食サービスは、必要に応じて民間活用などでの運営も含めて検討する」と答弁されました。

そこで3点にわたり質問します。

（1）「入浴施設の点検・整備を行う」との答弁でしたが、お風呂から外を眺めるガラスの水あかなどの掃除、休憩所から外の見晴らし、備品の充実など、町民が、入浴中・入浴後のサービスを高めてほしいと願っています。

これらの課題について直営後にどうする考えですか。

また、施設周辺に、冷蔵用機器など、古くからいろいろなものが置かれていますが、これらの撤去や移動について計画されていますか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

ふるさと交流館の入浴サービスについては、指定管理満了後、今後の継続的な運営に必要な機械設備等の改修を行う予定としておりますが、入浴中及び入浴後のサービス等の課題に対しましては、直営後には、お客様が快適に利用できるようサービスの充実に努めて

いきたいと考えております。

また、施設周辺の冷蔵用機器につきましては、施設内に設置された冷蔵庫の室外機で、老朽化により本体が稼働していないことから、撤去する方向で現在検討しているところでございます。

そのほか施設周辺の小屋などにつきましては、物入などとして現在も使用していることから、撤去や移動につきましては、今のところ考えてはおりません。

以上でございます。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

分かりました。

（2）番、お風呂部門の指定管理経費はこれまでいくらであって、今後直営方式になると管理経費は幾らになるのですか。

財政面から、指定管理体制と直営体制では管理経費も含めて何がどう違ってくるのか、具体的にお知らせください。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

ふるさと交流館の管理経費については、入浴、宿泊、食事等の部門ごとに、人件費をはじめ、光熱水費、燃料費など、経費積算をしていないことから、入浴部門の指定管理経費と直営方式による経費について比較することはできない状況でございます。

財政面での違いにつきましては、指定管理制度の場合は、締結している協定に基づいた各種経費を指定管理料として負担していますが、直営方式の場合は、消耗品などの需用費、通信運搬費などの役務費、業務委託する場合の委託料に加えまして、職員を配置する場合の人件費等、運営に必要となる経費を科目ごとに予算化することになります。

なお、新年度から直営方式で運営するために必要となる経費につきましては、現在、予算要求に向け積算中であることから具体的に申し上げられる状況にはございませんので、御理解を願います。

以上でございます。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） 分かりました。

次、（3）お風呂後の休憩室、大広間や各部屋の利用と飲食サービスについては、その後、進展はありましたか。

活用をどのように考えているのか具体的にお聞かせください。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

ふるさと交流館の将来的方向性につきましては、9月の全員協議会で申し上げたとおり、まずは、入浴サービスのみを提供し、直営方式で運営できるよう準備を進めております。

宿泊棟を除く1階部分の休憩室、大研修室、小研修室などは開放する予定ですが、飲食

については、町内飲食店等からの出前対応や自動販売機での提供が可能か、現在検討を進めているところでございます。

入浴を充実させた後、宴会を含む食事等のサービス提供につきましては、できるだけ経費のかからない方法で、民間活用による運営等も含め検討を進めていきます。

また、宿泊につきましては、当分の間休止することとし、今後の在り方を検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

分かりました。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で2番横田保江議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、13番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

1点目です。

「教育職員における一年単位の変形労働時間制の導入について」であります。

文部科学省は、2019年・令和元年12月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）改定に基づいて、2021年・令和3年4月から「公立学校教育職員における1年単位の変形労働時間制」（以下「変形労働時間制」）を導入させるための省令・指針を発表し、2020年・令和2年度中に政令市・都道府県での条例化を求めています。

道議会においても、今年第4回定例会で審議が行われ、今月11日に本会議において可決、成立したと聞いていますが、この制度が導入されるとどういうことになるのか、道民にも先生方にも十分伝えられず理解もされないまま推移しているのが、現状ではないかと思えます。

変形労働時間制を取ると、連続勤務日数は最大12日間、1日の勤務時間は最大10時間まで許されることになります。

例えば、月曜日から勤務し、その週の土曜・日曜も休みなく勤務、さらに次の金曜日まで連続して勤務させることが可能になります。

また、1日の勤務体系で言えば、例えば、8時15分出勤の場合、勤務時間10時間、その間に必ず1時間の休憩時間を取るなので、夜の7時15分までの11時間学校に拘束される事態も生じます。

これでは、労働者・国民が長年の運動で権利として勝ち得た「週休2日制」「8時間労働制」の原則をなし崩しにしかねません。

このほか変形労働時間制には様々な矛盾点があり、仮にこの制度が導入されることになれば、学校現場に大きな混乱が生じかねないと、私は考えていますので、町教育委員会の考え方や今後の方策について5点にわたって質問します。

1点目です。

道教委は、道立学校及び札幌市を除く市町村教育委員会に対し、変形労働時間制導入についての意向調査を9月に行いました。

市町村教育委員会に対し「変形労働時間制について現時点でどのように考えているか」と設問し、「令和3年度から導入を検討したい」「令和3年度は難しいが、4年度以降導入を検討したい」「導入する予定はない」「その他」の中から選択させるというものです。

別海町教育委員会は、この意向調査に対しどのような回答をしたか、その根拠は何か、また、回答するに当たっては「所管の学校の意見を伺いながら」と、道教委は指示していますが、町教委はどういう方法でどの程度の聞き取りをしたかについて、説明してください。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

公立学校の教育職員における「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制の調査につきましては、北海道教育委員会から、条例整備等の参考とするため、9月時点における市町村立学校の意見の調査依頼があったことから、本町でも町内各小・中学校に対し調査を実施し、その調査結果に基づき、「令和3年度から職員が活用できるよう導入を検討したい」と北海道教育委員会に回答しています。

学校回答内容につきましては、「令和3年度から活用したい」が、小学校3校、中学校2校の計5校、そして、「令和4年度以降検討する」という答えが、小学校5校、中学校2校の計7校、「活用できない」と答えたのが、中学校で2校、「その他」の回答が、中学校2校という結果となっています。

「活用したい」との回答理由につきましては、「休日のまとめ取りで職員のリフレッシュ時間が確保できる」、また、「職員の状況に応じ、選択的に活用していく」、また、「職員の心身の健康に役立つ」等の理由がありました。

一方、「活用できない」との回答理由につきましては、「部活動を担当する限り、月42時間以内にするのは難しい」、また、「職員への説明や意向確認に時間がかかり困難である」、また、「条件設定が高すぎる」、また、「各書類の作成業務が増える懸念がある」などの理由がありました。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

学校に対する調査を行ったということですが、それでも、「令和3年度から」という答えは5校であると。

つまり、「令和3年度から」というのが難しい、あるいは導入しない、その他含めて

1 1 校がそういうふうにご答えておられるということでもあります。

「令和3年度から導入」というふうにご考える学校が非常に少数であるというふうにご言えるんだけれども、逆に言う与您ですね、「令和3年度から難しい」というふうにご考えている学校のほうが7割だということでもあります。

そういう状況にも関わらず、町の教育委員会が「令和3年度から導入を検討したい」というふうにご答えた根拠ですね。

この数字から見ると、その根拠が浮き出てこないんだけれども、どうして令和3年度から、もう来年度からですね、やれるというふうにご考えたのか、その点をお聞きます。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） ただいまの御質問ですけれども、確かに議員御指摘のとおりですね、「3年度から積極的に」というのは、学校の数で言いますと5校ということで、過半数以下という状況ではあります。

ただ、本制度につきましては、制度の適用を受けたいとする者が一定程度いる以上ですね、その中で最短といいますか、3年度から適用が可能となる制度でありますので、その最短の求める者がある以上、その適用を可能にするためにですね、「令和3年度から活用したい」というふうにご町教委としては回答をさせていただきます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

回答にもあった、つまり学校現場の声としてもですね、「この制度を導入するには様々な条件をクリアしなきゃならない」と、「その条件設定というのは非常に高いものだ」「難しいものだ」というふうにご答えておられる学校もあると。

それは、この制度をよく理解しているなというふうにご思うんですよ。

町教委としては、全ての学校で、これをね、クリアできるというふうには考えていないのだとは思われるのだけれども、1校でもこの条件をクリアする学校があるというふうにご判断しているのですか。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） ただいまの御質問ですけれども、町教委のほうでですね、学校側に聴取りといいますか、確認している内容なんですが、条件をクリアする学校はあるというふうにご判断をしているところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

この条件についてはですね、後ほどまた質問しますので、そこでちょっと確認をしたいというふうにご思います。

次の質問に移りますね。

各学校では、先生方に、制度の仕組み、導入されたらどうなるか、十分な説明がなされ、先生方の意見、意向などが十分に語り合われることが必要です。

各学校でそのようになっているのでしょうか。

各学校で、先生方への説明、周知、討議がどのように行われているか、町教委としてどのように把握しているか説明してください。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 各学校における制度の説明等につきましては、パンフレットによる制度の周知のほか、今年１１月に開催されました、私設の校長会及び教頭会において制度内容についての勉強会を実施しております。

この勉強会を通じ、各学校において先生方への説明や討議がなされるというふうに認識をしているところです。

今後、教育委員会としても、各学校と連携を図り学校現場の意見や意向の把握に努めながら、導入の可能性を慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） 各学校現場で十分な話し合いが行われていると確認しているんですか。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

教育委員会のほうでですね、各学校の研修内容等についてですね、一応、確認、聞取りはさせていただいております。

その中で、校長会研修前に、既に道教委の資料を基に教職員へ内容を伝えていると、そういったことを行っておりますのが、小学校で２校、中学校で２校、そして、校長会研修後に、町教委及び道教委の資料を基に教職員に伝えているという学校が、小学校で２校、中学校で２校と、そして、条例等明確でないところもあったというようなことで、今年度中に教職員へ伝える予定であるという学校が、小学校で４校、中学校で４校、そういった内容を確認しているところです。

今申し上げました「今年度中に」と回答している学校では、中には、既に年度内にですね、そういった研修を行うというふうにしている学校もあるところです。

以上です。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） はい。

確認ですけどね、十分な周知が行われているということがこの制度導入の前提になると考えてよいですね。

この状況では、到底周知されているというふうにはなかなかならないというふうに見えるんですが、どうでしょうか。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今お答えしたとおりですね、８校については、まだ十分に職員のほうに情報が下りていないという状況を考えますとですね、やはり、こういった制度を導入するに当たっては、当然、そこで働く先生方の意向ですとか、御理解というのが非

常に大切だというふうに理解しておりますので、そういった意味では、今後ですね、きちっと現場の先生方に説明を行ってですね、意見を確認して、そういったものを参考にしながら制度について慎重に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 教育委員会のやり方なんですがね、まだ十分周知できてないということがあるにも関わらず、もう3月から導入できるというふうにね、言っちゃうところところが非常に乱暴だなというふうに思います。

私の意見です。

意見というか、感想です。

全道的な調査もありましてですね、例えば、「管理職から説明があったか」。

これは、全道的な先生方に対するアンケートです。

ただ、これは、労働組合がやったアンケートだから「偏っているんじゃないか」と言われたらそれまでなんですが、全道的な調査の結果、「管理職から説明があったか」という設問に対して「説明されていない」が67%、それから「管理職から導入に関する意見を聴かれたりしたか」ということで、「聴かれていない」が96%。

ほとんど聴かれていませんよ。

説明はあったかもしれないけど。

「意見を聴かれたか」って言われたら、ほとんどの先生方は、意見を聴かれていません。

そういう状況の中でこれが導入されるということは非常に大きな問題があるなというふうに思います。

3点目の質問入ります。

変形労働時間制は、労働時間の縮減措置が講じられていることが導入の前提とされているため、北海道の場合、現状の時間外勤務、在校等時間というのだそうですが、月45時間以内であることが制度導入の前提であるとされています。

現状の時間外勤務（在校等時間）が月45時間以内であるかどうか、客観的かつ正確に把握されていなければならないということですが、町教委としては、どのようにすれば客観的かつ正確に把握できると考えているか説明してください。

また、45時間以内であることが証明されない場合は、制度を導入または適用することはできないと考えますが、いかがですか。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 町では、今年度から、町内全ての小・中学校で働く教職員の勤務時間の計測を実施して現状の把握に努めております。

その計測方法は、3校を除き、エクセルシートを活用したもので、学校によっては計測業務を行うこと自体に負担を感じている職員がいることも考えられます。

計測業務に伴う負担の改善につきましては、現在、別海中央小学校と上西春別中学校が校務支援システムを活用し、実態把握を実施しており、また、野付中学校では、道立学校の出退勤システムを利用しておりますので、令和3年度からは、この実証結果を基に他の学校でもシステムを利用して行う予定となっておりますので、軽減が図られるものと考え

ているところです。

今後、出退勤システムにより、勤務時間数の正確な把握に努めていきたいというふうに考えております。

また、時間外在校等時間の４５時間以内につきましては、文部科学省の指針に基づき、本制度を適用しようとする期間の前年度において、上限時間の範囲内であることが適用条件であることから、上限時間の４５時間以内を超えた場合には制度の適用ができないと認識しております。

以上です。

○議長（西原 浩君） １２時を回りましたので、ここで１時まで休憩いたします。

午後 ０時０２分 休憩

午後 １時００分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） はい。

それでは、３点目の質問の御回答に対する再質問になりますけれども、「時間外勤務が４５時間以内であることが証明されない場合は制度を導入することはできない」というお答えでした。

そのことは確認しましたが、４５時間以内であることを証明するシステムの導入について、システムの活用というか、どういうシステムを入れようとしているのか、その点をお伺いします。

また、費用についてですね、どのぐらいかかるというふうに踏んでいるのか、お伺いします。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） お答えいたします。

システムの部分なんですけれども、先ほどお答えしましたとおり、野付中学校で道立学校の出退勤システム、これを利用してというふうにお答えしましたが、このシステムの活用、これを考えております。

それで、導入費用についてはですね、カードリーダーの購入程度で済みますので、そんなに大きな金額がかからない。

カードリーダー自体は、１つ２万円もしない金額だったというふうに思いますけれども、それ掛ける学校分というような形になるかと考えております。

以上です。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） はい。

分かったような分からないような説明なんだけれど、要するにタイムカードですね、タイムカードのシステムを導入するということかなというふうに思うんですけれども、その点を確認します。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 言葉足らずで大変申し分ありません。

議員おっしゃるとおり、タイムカードの読取りのシステム導入ということです。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

タイムカードが正確に45時間以内であるかどうかというのを捉え切れるかという問題についてはですね、次回やります。

非常に問題があるということで。

4点目の質問に入ります。

文科省の「変形労働時間制導入の手引き」に、「校長は指針に定める全ての措置を講ずること」とあるなど、変形労働時間制を導入し活用することになると、前問で述べた時間外勤務が、文科省の「指針」ではね、42時間というふうになっているんですが、一定時間以内かどうかの把握を含め、これまで以上の厳格な勤務管理が必要となります。

現状においてさえ、出退勤の記録など、管理・運用に追われている管理職や事務職員に相当の新たな業務負担が発生することになり大きな負担がかかってくるのは必至です。

その点を町教委はどう考えているか、見解を問います。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

本制度の導入に当たり新たな業務を円滑に遂行するためには、各学校の管理職等が真に必要な業務に注力できるように、各種調査の廃止や一部業務の簡素化などを一層進めることが重要だというふうに考えております。

また、本制度の運用など、詳細を定める際には、システムの導入により負担軽減するなど、できる限り手続が簡便となる必要があるというふうに考えております。

今後、全校が活用できるよう、児童・生徒の学級定数の減、それから職員定数の増、部活動の地域移行の推進等をさらに進めるため、文科省や道教委に対して働きかけていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

道教委もですね、本制度の導入によって生じる新たな業務っていうふうに言っているんですよ。

そして、今、部長も同じようなことを言われたと。

明らかに新しい業務が増えるんです。

そのことだけ言っておいて、次に行きます。

5点目です。

2020年・令和2年7月17日の文科省初等中等教育局長通知には、留意事項として、「教育職員等の意見を踏まえた本制度の活用について」の項で、「本制度の活用は、教育職員の勤務条件に当たるものであるため、地方公務員法に基づく職員団体との交渉や

協定の対象となり得るものであり、適法な交渉の申入れが職員団体からなされた場合においては、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位にある」としています。

職員団体から交渉の申入れがあった場合、町教委はそれに応じるべきものと思います
が、教育長の見解を質します。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

地方公務員の勤務条件は、地方自治の原則に基づき住民の同意が必要であり、議会が団体意志として制定する条例によって決定されることとされています。

また、地方公務員法においては、職員の勤務条件に関する事項は、職員団体との交渉事項というふうにされており、1年単位の変形労働時間制導入についても、この勤務条件に該当することから、条例改正に当たっては、職員団体との交渉を行う必要があるというふうに考えております。

なお、学校に対しても情報提供や通知等について適切に周知をいたします。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

教育長から明確な御答弁がありました。

それを確認してですね、つまり、職員団体から申入れがあった場合は交渉に応じるという確認をさせていただきます。

この制度はですね、調べれば調べるほど様々な矛盾が出てきます。

こういう表現がよいかどうか分かんないですが、まるで右手で握手しながら左手でほつぺたを叩くようなね、そういう内容にもなっています。

この後、3月議会、6月議会、また、質問をやらなければいけないかなというふうに思っています。

そのことを申し上げて、次の質問に移ります。

2点目です。

「町内障がい者支援施設従業者による虐待事例について」であります。

本年6月29日に起きた町内の障がい者支援施設に関連する虐待事例について、10月6日の全員協議会で福祉部長から、11月9日の全員協議会で町長から説明があったところですが、町民にとっても大変関心の高い問題でもあり、報道もされていることから、より正確な情報が伝わるよう4点質問します。

1点目です。

2013年・平成25年の6月定例議会で、私の質問に対し、今回と同じ障がい者支援施設の従業者による虐待が、「平成20年4月27日と平成24年2月11日頃、さらに平成25年2月17日に起こった」との町側の答弁がありました。

また、そのときに、このほか2件について虐待であるかどうかの分析をしているとの答弁がありました。

これは、本会議での町当局による正式の答弁ですので、こうした事実があったということは疑いのないことだと思いますが、改めて、こうした事実があったことについて町長は

認識しているか、また、認識しているとしたら、どういう形で認識したか、お伺いします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） ただいまの事案につきましては、私が町長に就任する前の事案でございまして、町内の社会福祉法人が運営する施設において虐待事案があったということについては、当時の新聞報道等で知り、認識しております。

認識の主な概要は、今まで町内の父兄が関連する部分が3回、それから町外の方が関係する事案が1件、合わせて4回あったというようなことは認識しております。

加えて今回1回起きたというようなことで、私は、今認識しております。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、今年11月9日の全員協議会で、私のほうから「過去の事例について承知しているか」というふうにお聞きしたときに、町長は、今御答弁されたように「新聞報道により承知している」というふうに御答弁されています。

そのあとですね、担当職員に確認されたかどうかということをご確認させていただきたいと思います。

それから、申し上げた平成20年4月、平成24年2月、それから平成25年2月に合わせて3件、虐待事例が起こっているという事実については認められますか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中村議員の御質問ですけれども、何の確認であるのか、趣旨が分かりませんのでお答えできません。

それから、その3件を言いますと、20年4月27日、24年2月11日、そして25年2月17日、このときに起きた事案ということは、暴力事件が起きたということは認識しております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 町内で起こっていることで、確かに町長ではなかった時期のことではありますが、町内で起こっていることであり、間接的に町行政が関わっていることであり、それをですね、そういう事例があったということを新聞報道で知っているというのはよいんですけれど、普通確認しますよ。

町長として、そういうことがあったのかどうかという。

職員に対してですね、ほんとにそういうことがあったのかどうかということをご確認するのだからと思うのですけれども、「確認していない」ということですから、これ以上聞きません。

2番目の質問に入ります。

前述した3例についてどういう事例であったか、また、当時、分析中であるとの答弁のあった2件についてその分析の結果がどうだったか、概略で結構ですので、説明していただきたいと思います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

私のほうからお答えさせていただきます。

過去に起きた３件の事例についてですが、現在利用している方やその御家族の方または施設関係者に対し心理的配慮が必要であると思いますので、具体的な内容については差し控えさせていただきます。

いずれも、施設従事職員が利用者の支援中において不適切な対応をしたことによるものです。

また、分析中とした２件につきましては、調査の結果、虐待の事実は確認できなかった事案ということになります。

以上です。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） 確認させていただきたいと思うんですが、不適切な対応というのは、虐待というふうに捉えてよろしいですか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

不適切な対応につきまして、虐待ということで、事実を確認できたということになります。

以上です。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） はい。

３点目の質問です。

同施設では、平成２８年５月４日にも虐待が起こっていることについて、北海道根室振興局から報告を受けています。

この事例については、町は当然把握していると思いますが、事例内容並びに事件後の経緯について、概略で結構ですでお知らせください。

また、今回、令和２年６月２９日に起こった虐待事例について、事例の内容と経緯を改めて説明してください。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

平成２８年の事案につきましても、現在利用している方やその方の御家族または施設関係者に対し心理的配慮が必要であると思いますので、具体的な内容については差し控えさせていただきたいと思いますが、施設従事職員が利用者の支援中において不適切な対応をしたことによるものです。

通報後の取扱いにつきましては、通報を受けた障害福祉サービス利用支給決定市町村または施設所在市町村が虐待の事実確認を行うこととなりますが、この事案については支給決定市町村への通報であったことから、本町では聴取りなどの調査は行っておりません。

その後、振興局と支給決定市町村における調査が実施され、虐待の事実が確認されたとして、勧告処分を受理し、勧告事項に対する改善状況報告書を北海道に提出した旨の報告を施設長のほうから受けています。

また、本年6月の事案については、6月29日に社会福祉法人が運営する障がい福祉サービス事業所において、職員が、利用者の作業怠慢に対して頭部を殴打するという行為があったことを7月1日に通報を受けました。

町では、根室振興局社会福祉課に報告を行い、7月3日に、振興局が実施する監査と併せて、職員、利用者への聴取り調査及び発生現場の視察、その他関係書類等の確認を行っています。

虐待を行った職員と、虐待を受けた利用者の聴取り調査内容等から、頭部を殴打した行為が事実であったことが確認されたことから、7月27日付で根室振興局に「虐待の事実が認められた事案である」と正式に報告をしております。

その後、障がい福祉サービス事業所等を指導、監督する立場にある北海道において、町の報告及び監査の結果等に基づき、8月27日付で施設に対して勧告及び文書指導が行われ、勧告事項改善状況報告書等の提出を求められたことを施設長から報告を受けております。

施設では、事案発生後、虐待防止委員会等を開催し原因の検証を行うとともに、職員の質の向上に向けた職場内研修の実施や業務改善の検討など、再発防止のための取組を行い、9月25日に勧告事項改善状況報告書等を根室振興局へ提出した旨の報告を受けております。

以上が、平成28年と本年6月の事案の概要と経過となります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

1点だけお聞きしたいんですが、平成28年5月に虐待事例が起こっているということについて今述べられたとおりですけれども、25年に大きな虐待事例が起こって3年後なんですよ。

だから、このときには、いろいろな経験や教訓を基にして、町の対応マニュアルあるいはワークフローなどはできていたんだろうというふうに想像するんですけどね。

つまり、通報などを受けた後、町のどの部署がどのように動くか、議会や報道機関に誰がどのように対応するかなどですね、そういうワークフローあるいは対応マニュアルというものができていたんだろうというふうに想像するんですが、できていましたか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

虐待が発生し、通報を受けた対応につきましては、基本的には障害者虐待防止法に基づき対応することになりますが、通報の受付機関が市町村の場合や振興局が受けた場合など、受付機関の違い等により対応が煩雑となることから、北海道において、事務の留意事項マニュアルを作成しているものがありますので、市町村は、この内容により対応しているということになります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

時間の関係で再確認しませんが、町のマニュアルはできていなかったというふうを受け取ります。

それでよかったのかなという感じがします。

次の質問にも関わりますので、次の質問に移させていただきます。

平成20年から今年までの12年余りの間に、少なくとも5回の虐待事例が同じ施設の従業者によって引き起こされている事態は、極めて重大であり、深刻な問題として受け止める必要があると思います。

「どうして虐待が繰り返されるのだろうか」「どうして再発を防げなかったのだろうか」、これが町民の率直な疑問であります。

施設側の責任も大きなものがあると私は思っていますが、同時に障害者虐待防止法にある地方公共団体の責務を町がしっかり果たしてきたのかという疑問もあります。

障害者虐待防止法には、地方公共団体の責務として、「①関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない」「②職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない」「③障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする」と明記しています。

町は、法の精神にのっとってこれら3点を具体的にどう進めてきたのか、また、今後どう進めるか、お聞かせください。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

障害者虐待防止法に規定する地方公共団体の責務の1つ目の「関係機関や民間団体の間の連携強化等」については、障害者総合支援法に規定される障がい者やその家族、その他障がいに関わる福祉、医療、教育、雇用分野等に従事する関係者で構成する「別海町障がい者自立支援協議会」において、障がい者虐待の防止等に係る情報交換や体制づくりの協議を行なっています。

また、迅速かつ適切な保護を行う体制として、通報・届出先となる市町村障害者虐待防止センター機能を町が担い、役場開庁時はもちろん、休日・夜間であっても通報・届出に対応できる連絡体制を整備しています。

さらに、虐待の事実確認調査や保護を行う場合などには、必要に応じて警察署への協力依頼を行うこととしております。

2つ目の「資質の向上を図るための関係機関の職員の研修等」については、町単独ではありませんが、根室圏域の1市4町で構成する「根室圏域障がい者総合相談支援センター設置連絡協議会」が設置する相談支援センターにおいて、障がい福祉関係従事者等を対象とした支援の質の向上や虐待防止に係る研修会等を企画、開催しております。

3つ目の「広報・啓発活動」につきましては、障がい者虐待に関する町民の意識向上を目的として、町のホームページや広報誌による障がい者虐待の種類、相談、通報先の周知や、北海道が作成したパンフレットを窓口を設置し、町民の皆様の目にする場面において

周知をしているところです。

さらに、全ての町民を対象とする障がいに対する理解を深める事業として、毎年、映画の上映会や講演会、シンポジウムなどの開催により啓発を行っているところです。

平成25年の事案以降、虐待の再発防止に力を入れて取り組んできた中での今回の事案ということで、町としましても重大な案件として捉えており、今後のさらなる再発防止対策を徹底することが重要だと考えております。

施設としても、虐待防止委員会等の開催により原因の検証を行い、職員の質の向上に向けた研修、業務改善等の検討など、再発防止のための取組を進めていただくとともに、施設の関係者が鋭意努力することで、今までの事案に対する町民の不安な思いを少しでも払拭していただくことなどに、さらなる努力が必要であるというふうに考えます。

町としても、障がい者とその家族が安心して利用できる施設であり続けられるよう、職員の資質向上のための研修の在り方や閉ざされることのない職場環境づくりに対する助言など、施設と共に町としてできることにしっかりと関わりながら支援していきたいと考えております。

以上です。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

ただいま福祉部長のほうから答弁ありましたけれども、少し補足をさせていただきたいと思いますが、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、いわゆる障害者虐待防止法でございます。

この法律において、中村議員も御存じのことと思いますが、第3条の「障害者に対する虐待の禁止」、この項です、ね、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と定めた上で、先ほど御質問のありました第4条です、ね、「国及び地方公共団体の責務等」ということを定めております。

さらには、「国民の責務」「障害者虐待の早期発見等」「養護者、障害者福祉施設従業者等及び使用者による障害者虐待に係る通報等」についても規定をされています。

さらには、「通報等を受けた場合の市町村の措置」、また、「都道府県知事や厚生労働大臣の公表」についても、その公表すべき事項なども法律によって規定されているところでございます。

ただいま中村議員の質問のありました地方公共団体の責務ということにつきましては、ただいま福祉部長のほうから答弁したとおりですけれども、この第4条で言っているのは、「国及び地方公共団体の責務等について」ということでありまして、法に定める個々の責務等をです、ね、町だけで全てを遂行しようというのは大変難しいというふうに考えております。

北海道や国、さらには関係する団体と連携を強化しながら、福祉部長が申し上げたような具体的な取組についてです、ね、しっかり町としても役割を果たしていかなければならないというふうに考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 質問に対して答えていただきたいと思います。

前提になる問題については、もう、それは、言うまでもないことだと思いますが、確認
というかね、1点だけちょっとお伺いしたいんですが、地方公共団体としての責務として
3点述べたわけですが、こう書いてあると言って答弁を求めたわけですが、一
つ一つについてですね、町の計画というものを持っているのかどうか、ちょっとお伺いし
ます。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

あくまでも国及び地方公共団体の責務ということで取り組んでいかなきゃならないとい
うことで、それぞれが全て連携しながらということですね。

町単独でその事案について取り組むということではございませんので、ちょっと計画等
は立てておりません。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 論議が必要なところかなと思います。

本当に再発を防止するためにはですね、今までのようなやり方ではだめだというのが、
今回の事例で事案ではないか、それを示しているのではないかというふうに思います。

これからも論議をしていかなければいけない。

ただ、私はですね。

大事な施設です。

あるいは、法人も大事な別海町の宝でありますから、これが正常に運営できるように、
お互いに力を合わせていきたいというふうに思っています。

後の質問については、大内議員に任せますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時34分 休憩

午後 1時44分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、6番大内省吾議員。

○6番（大内省吾君） はい。

○議長（西原 浩君） 質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○6番（大内省吾君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 6番大内議員。

○6番（大内省吾君） はい。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたしたいと思います。

前段の中村議員と同じようなテーマということで、多少似たような質問があるかと思
いますが、私なりに納得したいので、回答のほうをよろしくお願い申し上げます。

「１．町が業務委託している施設で発生した絶対にあってはならない暴力行為について」。

令和２年１０月１６日・１７日に連続して各社から新聞報道があった虐待事件は、町が業務を委託している施設の現場で起きています。

虐待事件の内容は、「町内の障がい者支援施設「柏の実学園」の就労支援センターが行う事業の作業現場で、今年の６月末に男性職員が男性通所者の頭をげんこつでたたき虐待行為を行い、７月に根室振興局の監査が入り、８月に勧告を受け、同学園を運営する「社会福祉法人 ベつかい柏の実会」は、９月２５日に改善報告書を道に提出した」と報道されています。

町からは、報道前の１０月６日に開催した全員協議会で、所管から議員に簡易な報告がありましたが、私は、暴力行為を大変重要な問題と捉えています。

改めて、確認の意味も含め、以下の６点について質問します。

ただいま質問趣旨を述べましたが、報道の内容は事実であるか確認いたします。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

新聞報道では、１０月１６日と翌１７日に記事が掲載されていることを確認しています。

掲載された内容につきましては、町が把握している内容とおおむね一致していますので、事実だと言えます。

以上です。

○６番（大内省吾君） はい。

○議長（西原 浩君） ６番大内議員。

○６番（大内省吾君） はい。

ただいま中村議員の質問に、町側のほうからいろいろなマニュアル、過去の事例、様々な対応などについて詳しく説明がございましたが、最近の報道では、ある有名スポーツ選手が酒を飲んだ状態で女性の髪を引っ張り逮捕された事件や、２人で道路を歩いていた女子児童に唾を吐きかけ逮捕された幼稚園理事長の報道がありましたが、今回本町で起きた暴力行為を町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 暴力は、その大小に関わらず決して許されないと考えております。

障がいのある人の就労支援は、言葉による意思疎通の困難な方や意欲を持って継続的に取り組むことが苦手な方など、いろいろな方がおられますけれども、仕事を覚えてもらい、危険なく安全に作業できるよう見守り、限られた時間の中で与えられた役割を果たしていくことができるように支援をしていかなければならない、そのためには高い専門性を必要とする仕事だというふうに認識しております。

だからこそ、暴力に頼らず、意思疎通を図るための方法を検討し、課題を解決していかなければならないことを障がいのある人の支援に関わる全ての方々に徹底してもらいたいと考えております。

今後とも、町として、そういう立場で課題に取り組んでいきたいというふうに思ってお

ります。

以上です。

○6番（大内省吾君） はい。

○議長（西原 浩君） 6番大内議員。

○6番（大内省吾君） はい、分かりました。

3番に移ります。

6月末に起きたこの事件については、9月の議会定例会でも報告がありませんでした。

8月には、道から既に柏の実会は勧告を受けていますが、なぜ、町の作業が委託されている場所でこのような重大な問題が起きているのに早めの説明がなかったのでしょうか。

町は、「第7次別海町総合計画」において「障がい者支援施策の充実」の目的を「全ての障がい者とその家族がいきいきと共生する社会の実現を目指す体制づくりを進める」としており、議員は、総合計画に基づいて調査する責務があります。

問題を軽視していたのではありませんか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

このたびの事案については、根室振興局において実施した指導監査の結果について、8月27日付で勧告及び文書指導があった旨の報告を8月28日に施設から受け、その後、施設から北海道に対し勧告事項の改善状況報告書等の提出を行い、9月25日付で受理された旨の報告を受けました。

このことにより、事案についての正確な内容と施設としての今後の改善策が確認できたことから、議員の皆様には報告を行ったところです。

根室振興局の指導監査に伴う勧告等は、勧告等を受けた時点が終結ではなく、そこからどのような改善が図られたのかを報告し、改善が認められることが重要となります。

町としましては、事案を重大な案件だと認識した上で、障害者虐待防止法等関係法律の趣旨や北海道の指導監督による権限の行使のルールにのっとり対応していることを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○6番（大内省吾君） はい。

○議長（西原 浩君） 6番大内議員。

○6番（大内省吾君） はい。

現在は、コロナ禍ということで様々な面で非常にストレスが溜まりやすいわけですが、以前、平成28年、神奈川県相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で起きた大変痛ましい事件が有名であります。多くの死傷者を出した事件です。

道内では、最近はこの「柏の実学園」と江差町の障がい者施設「あすなろ学園」が報道されました。

江差町の施設では、3名の施設職員が傷害罪で逮捕されましたが、全国的に障がい者を取り巻く状況は、虐待事案のほんの一部だけが表面に出ているだけで氷山の一角であると考えますが、町は、今回の事案に対し、課題解決の徹底はよいと思いますが、今後に向かってどのような対策を検討されているのでしょうか。

また、平成25年の4月下旬に発覚した入所者に対する職員の虐待問題では、当時、水

沼前町長は、4月下旬に発覚したわけですが、5月10日の別海町臨時議会でその経緯と町の対応について説明したと記録されています。

今回と全く対応が違いますが、なぜこのように対応が違うのでしょうか。

○議長（西原 浩君） 答弁調製のため暫時休憩します。

午後 1時55分 休憩

午後 1時57分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

前回の事案につきましては、先にですね、報道等でも流されておりまして、皆さんも承知していたということだと思いますが、今回につきましては、事実確認等を正確に行ってですね、正しい情報を皆さんにお知らせするという意味からですね、虐待となる案件につきましては、事実を明確にして、対応決定後に公にする方向で慎重に内部で検討した結果、適切な時期にお知らせしたというふうに考えております。

以上です。

○6番（大内省吾君） はい。

○議長（西原 浩君） 6番大内議員。

○6番（大内省吾君） 「適切な時期に報告」ということであったと思いますが、それは、それでよろしいかと思います。

4番目の質問に移ります。

柏の実学園では、平成25年2月、平成28年5月にも虐待による勧告を受け、今回で3回目の勧告であります。

大変恥ずべきことですが、3回も虐待行為や暴力行為の勧告を受けた事実を責任者は真摯に重く受け止め、今後の職員への指導の上でさらなる反省をする必要があると考えます。

報道では、柏の実会の常務や柏の実学園の施設長のコメントがありましたが、理事長の説明は目にしていません。

町長は、法人代表者からどのような報告を受けているのでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 法人代表の理事長から私に報告がありました。

その内容につきましては、このたびの事案の概要説明と、そして謝罪、利用者の心のケアにしっかりと取り組み、こうした事態を二度と繰り返さないという強い気持ちを持って職員一同再出発を図りたい旨の説明がありました。

私からも、理事長に何度も同じような事案を起こすということは大変重要な事項だと、しっかり職員と施設全体で話し合いをし、今後起きないような対策を取っていただきたいと、その旨お伝えをしました。

以上です。

○6番（大内省吾君） はい。

○議長（西原 浩君） 6番大内議員。

○6番（大内省吾君） はい。

町の委託施設で業務活動をしている柏の実会のトップからは、一応謝罪と反省の報告があったようですが、このことについては、理事長や施設長など、組織のトップに立つ方は、よもや下の者に責任だけを押しつけることがないようにされて、また、もう少し責任感や緊張感を持って指導に当たっていただくことが大事ではないかと思います。

さらに、町民や保護者に対しての管理責任、説明責任という点ではどのようなお考えであったか、町長は、何か伺ってはいないでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 度重なる事案につきましては、理事長も「大変遺憾だ」と、「自分たち幹部職員としても、もう一度しっかり組織を固めていかなきゃならない」と、そういう発言もありまして、私からも「今後しっかりした対策を取っていただきたい」と、「町から何か支援ができることであれば、それも相談してください」という話もしました。

学園内の組織の中で、現場で働く方々と、そして学園運営をするトップリーダーの方々との間での意思疎通も今後十分図っていかないと、そういう課題もあるというふうに考えておりますので、そこら辺も、町としましてもしっかりと指導をしていきたいというふうに思っておりますので、今後事案が起きないような体制を取ってもらうよう「柏の実」のほうにもお願いし、町としましてもしっかりと見守っていきたくと、そう考えております。

よろしくをお願いします。

○6番（大内省吾君） はい。

○議長（西原 浩君） 6番大内議員。

○6番（大内省吾君） はい。

次の質問に移ります。

5番、柏の実学園が平成11年4月1日に開設されてから21年が過ぎましたが、障がい者支援施設をこの地に造ろうという思いで、その開設に当たり佐野元町長ほか当時の先輩議員の皆さんなどが大変な努力をして、開設までこぎ着け、今日を迎えています。

このような暴力による虐待行為が続くと、道から「業務停止命令」や「認可取消し」という事態を招くのではないかと危惧しています。

このようなことから、今回の問題を柏の実会だけの問題とせず、改善のために、町として、なお一層の提案を施設運営者に進言することも私は必要ではないかと思いますが、町は、これまでどのような進言をされているのでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

当該法人は、本町にとっても福祉施策の中核を担う重要な法人であると認識しています。

施設や事業所においては、法令等の内容を遵守していただくことや、そのほか今回根室振興局に提出した勧告事項改善状況報告書等に掲げた改善内容を今後も継続して行っていくことが重要だと思っております。

町としても、さらなる再発防止対策として、職員研修の在り方や職場環境の改善などへの助言のほか、適切な相談対応等により側面的に支援していくこととして必要に応じた助

言を行っているところです。

以上です。

○6番（大内省吾君） はい。

○議長（西原 浩君） 6番大内議員。

○6番（大内省吾君） はい。

「助言を行っている」ということでありますが、虐待防止の指導などを含め、学園職員の研修などは、今まで計画的にやっていると思います。

その辺りは、どのようになっているのでしょうか。

分かる範囲で結構ですので、説明いただければと思います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

施設におきましては、定期的に研修等を行っております。

今回につきましても、当事者の研修、それから施設職員全体の研修、それから福祉関係の職員も含めた中での研修と、適切に研修を行っているところです。

以上です。

○6番（大内省吾君） はい。

○議長（西原 浩君） 6番大内議員。

○6番（大内省吾君） それでは、6番目の質問に移ります。

（6）総合計画には、「人権の尊重」も基本計画に掲げられており、「現状」の中では、「障がいのある方の人権問題が関心を集めている」と分析されていますが、計画の「課題」の中には、障がい者に関する課題に触れていません。

障がい者の支援は、大変苦勞の多い現場であるとは思いますが、閉鎖空間で起きる問題だからこそ、また、万が一問題が起きた場合、問題がより深刻にならないように通報しやすい環境を整える必要があります。

DVに見られるように、家庭内、施設内の閉鎖空間では、本人たちだけでは解決できない問題があり、周囲の支援が必要です。

今後は、情報共有を早くされ、町も「柏の実会」に対してこれまで以上に協力して、なぜこのような虐待行為が続いて起きるのか、どこに原因があるのか、共に積極的に問題点を今後調査し、町民や保護者の信用を回復していく必要があると思いますが、町長の考え方をお聞かせください。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

こちらの質問に関しましても、私のほうからお答えさせていただきます。

平成25年の事案以降、虐待の再発防止に力を入れて取り組んできた中での今回の事案ということで、町としても重大な案件として捉えており、今後のさらなる再発防止対策を徹底することが重要だと考えております。

施設としましても、虐待防止委員会等の開催により原因の検証を行い、職員の質の向上に向けた研修、業務改善の検討など、再発防止のための取組を進めていただくとともに、施設の関係者が鋭意努力することで、今までの事案に対する町民の不安な思いを少しでも

払拭していただくことなどに、さらなる努力が必要であると考えます。

町としても、障がい者とその家族が安心して利用できる施設であり続けられるよう、職員の資質向上のための研修の在り方や、閉ざされることのない職場環境づくりに対する助言など、施設と共に町としてできることにしっかりと関わりながら支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（大内省吾君） はい。

○議長（西原 浩君） 6番大内議員。

○6番（大内省吾君） はい。

町も「柏の実会」も、今後、運営上、なお一層透明性を高め、町民や保護者に対し、信頼関係構築に努力して、再発防止や職員研修の在り方など、適切な対応を進めていっていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で6番大内省吾議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、12番松原政勝議員、質問者席にお着き願います。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○12番（松原政勝君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 通告に従いまして一般質問を行います。

今日は、3点質問させていただきます。

まず、1点目でございます。

「浜の危機を救う支援事業は急務」という、こういう題でサケの不漁についての支援をお願いする内容でございます。

5年連続のアキサケ水揚げの不漁、特に本年の凶漁は、新型コロナウイルス感染症の影響に加えたダブルパンチとなり、本町の海岸地区は、重苦しい空気に満ちています。

また、現在、12月になっても、いまだ新型コロナウイルスの影響で、水産物の流通が思わしくなく、さらには魚価安で先の見えない状況が続いています。

酪農は、国営かんがい排水事業や畜産クラスター事業などの大型の国費の投入があり景気も回復し、もちろん、それは、酪農業だけでなく、農業土木により建設業等の景気回復に大きく寄与されて、町として歓迎されるべきことです。

国や北海道への支援策の要望については、この後、宮越議員が一般質問を行いますが、私からは、国や道への支援策を割愛しまして、浜の危機を救うために、別海町が直接支援をする考えがあるのかを質したいと思います。

（1）秋鮭の水揚げ量の回復には、やはり「根室管内さけ・ます増殖事業協会」による資源回復の研究と実践が大きく影響していると思います。

これだけ不漁が続いているので、まずは思い切って様々な増養殖事業にチャレンジできるように、別海町としてしっかり財政支援すべきですが、町長の考え方を伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） はい。

さけ・ます増殖に関します事業は、「北海道さけ・ます増殖事業協会」及び「根室管内さけ・ます増殖事業協会」、これらが担っております。

本町を含む根室管内自治体及び漁業協同組合は、両協会の会員となっておりますが、過去には、「根室管内さけ・ます増殖事業協会」の施設整備に対し町が支援した経過もありますことから、今後も、「根室管内さけ・ます増殖事業協会」が取り組むアキサケ資源回復、これに向けた事業等に対し、規模や金額、また、事業内容について、費用対効果等をしっかり検討した上で、管内自治体や漁業協同組合とも協議をしながら、町としてもできる支援を検討していきたいと考えております。

以上です。

○12番（松原政勝君） 議長。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 町長から、今、支援をしなきゃならないという答弁がございました。

私から、少し今年状況を申し上げたいと思います。

今年度、サケ定置漁業経営は、非常に不漁で、5年続けての、先ほど申しましたように非常に不漁だったわけでございます。

その中で、浜の各漁場の経営状況は非常に逼迫しており、協会への負担金が、現状の水揚げではなかなか今の生産からいくと拠出が滞っていると、このような内容でございます。

また、サケ定置を経営するには、経営者のみの労働力ではなかなか人員不足のため、他地区より乗組員を労働力として、毎年、浜では30人とか35人とか全体で働いてもらっているわけです。

この人たちには、漁が終わると、まず優先的に賃金の支払いをしなきゃならないと、こういうことが待っているわけでございます。

また、長い間、使い回した通称「おこし船」という船は、もう古くなってきたために、最近、特に国のリース事業を利用しながら造船に踏み切った、そういう漁場も多く、単年度のリース負担金などの支払いが発生するために、このような漁獲高では、ほとんどが次年度へ繰り越されていかなければならないという状況にあります。

そのような経営状況ですから、もちろん中・長期の償還は、さらに滞っていくという、そういう内容になろうかと思えます。

支援を求める内容について、両漁協の代表、さらには事務方から町のほうに詳細な資料をもって説明があったと思えます。

別海町が、この危機に直接支援金を交付することができるか、時期も含めて、町長の見解をまずお答え願いたいと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） はい。

今、松原議員が御発言された現況の内容については、当方もしっかり把握をしております。

このような状況を踏まえて、11月27日に野付漁業協同組合及び別海漁業協同組合の組合長からアキサケ定置漁業の大不漁による支援要請、これがありました。

現在、町としてどのような形で支援をすることが、浜の危機を救うことになり、また、今後の生産に結びついていくのかと、そういったことの検討を進めており、今後の予算化に向けて町内各漁業協同組合と協議をしていく予定でございます。

12月議会には間に合わなかったですが、できるだけ早い機会にどのぐらいの支援をできるかというようなことも、補正予算を組んで、また、議会の皆様方に御提案をしたいというふうに考えておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○12番（松原政勝君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） はい。

野付・別海両漁協共に、いずれの漁家経営も大変厳しい状況になりました。

今、町長のほうから「この定例会には間に合わないけれども、追って内部で協議しながら議会に補正予算を提案する」ということでございます。

いずれにしても、この状況を、今、町長も、両漁協の代表者、さらには事務方から説明を受けたということでございますので、町の事務方も含めて、このことについての十分認識をされているかどうか、お伺いいたします。

産業振興部長、お願いいたします。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

先ほど町長からも答弁あったようにですね、両漁協の組合長からアキサケ定置網漁大不漁による支援要請ということは受けておりますので、町長の指示でですね、現在、年度内の予算化に向け各漁協の担当と協議を進めているところでございます。

職員としても、認識をしているところでございます。

以上でございます。

○12番（松原政勝君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） はい。

今、町長、さらには産業振興部長から「認識している」ということでございますので、ひとつ12月もう半ばになりましたので、一日も早くひとつ議会に案件を提出していただいて、早く直接の交付金を出していただけるよう、私からもお願いを申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、2番目の質問に入ります。

「演習場の騒音対策の充実について」という質問でございます。

矢臼別演習場では、毎年、全国各地から自衛隊の各部隊が派遣され、また、米海兵隊も派遣され、大規模な演習を行っており、ほかの演習場では不可能な大型重火砲などの実弾射撃訓練が実施されています。

これらの演習により発生する各種の障害を受ける周辺住民は、防衛施設周辺対策によって演習に対して一定の理解をしているものの、長年にわたる騒音、振動及び頻繁に往来する自衛隊車両による農作業車への影響等に耐えることの困難性は抱えており、日常生活や酪

農経営に不安を持っております。

周辺住民の多くは、国土防衛とその任務に当たる自衛隊の必要性を十分に理解しているところですが、防衛施設周辺対策の一層の強化を求める声が寄せられております。

町長は、防衛省出身者を採用するほか、要請活動を強化するなど、熱心に外交努力をされていると認識しております。

防衛省に対する要望活動の進捗状況及び所見を伺います。

(1) 矢臼別演習場における過去5年間の演習実績について、自衛隊と米海兵隊別に部隊数及び参加隊員数を伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

自衛隊から部隊数及び参加隊員数は公表をされておりますけれども、聞取りをしたところ、近年の年間参加隊員数は 25万人程度で推移していることを確認しております。

次に、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施に係る米海兵隊の人数等でございますけれども、平成27年度は約430人、平成28年度は訓練なし、平成29年度は約240人、平成30年度は約240人、令和元年度は約500人となっています。

なお、この人数につきましては、訓練に先立ち防衛省から公表された概要説明時のもので、町ではこれ以上の情報を有していないところでございます。

以上です。

○12番（松原政勝君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 部長のほうから、今、「演習が過ぎてから隊員数を調べる」、また、「報告するというのは、防衛の機密でもある」ということでございますので、それ以上私のほうから申し上げませんが、いずれにしても、演習は、年々規模が拡大されたり、大変数多くの隊員が矢臼別演習場に入っていると、このように私たちは受け止めております。

2番目の質問に入ります。

民生安定事業の補助対象外区域の住民、とりわけ酪農家にとっては、障害の程度に多少の差があるとしても、演習場に近接する農家と同様に障害を受けながら営農を続けている状況にありますが、防衛施設の運用による障害に対し、経済面の事情から対策を講じることができない農家も少なくありません。

昨年、民生安定事業の実施区域を町内全域に拡大するよう、町は要望しました。

防衛省地方協力局とは、要請後にどのような協議をされているのかお聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

民生安定事業の実施区域につきましては、議員おっしゃられましたように、昨年実施をした町単独要望において、町内全域に拡大をするよう要請を行っております。

その後、区域拡大につきましては、北海道防衛局と協議を行っていますが、現在の区域は、自衛隊車両の往来等により障害が現に生じている区域が実施区域として設定をされて

おり、車両ルートの変更など、防衛施設の運用に係る態様の変更がなければ拡大はできないとの見解が示されているところでございます。

しかし、町としましては、区域外で砲撃等により牛の暴走等障害が発生した場合は、障害が生じる区域の拡大につながる可能性もあると考えますので、今後も現状把握に努めるとともに、関係機関に対し区域拡大について引き続き要請を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○１２番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） １２番松原議員。

○１２番（松原政勝君） 騒音対策についてでございますが、住宅防音工事の対象区域は、平成１１年に告示されたまま区域の見直しがなく現在に至っております。

住宅防音工事の対象区域の拡大のため、常設の騒音測定器の設置事業を進めておりますが、測定結果の評価をどのように考えていますか。

また、対象区域内の住宅防音工事の進捗率及び待機世帯数についてお知らせいただきたいと思います。

もし、これらの数値を把握していない場合、早急に把握し、今後の要請に向けて具体的に現状を伝えていくべきと考えますが、町の考え方を伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

今年度、住宅防音工事の対象区域に近接をする西公民館及び上風連絡事務所の敷地内において、北海道防衛局が設置した騒音測定装置による測定が開始をされました。

騒音の基準を示す平均値については、測定の結果、現在のところ区域指定基準を上回ることはありませんが、測定結果の評価については、周辺住民への影響を正確に把握するため、平均値ではなく、ピーク時の騒音をより重視するとともに、砲撃騒音が住宅防音対象区域外においても町民生活に影響を与えているため、対象区域の拡大について要請を行っているところでございます。

住宅防音工事の進捗率及び待機世帯数については、実施主体である北海道防衛局から聞き取りを行ったところ、対象世帯３９０世帯、これは、平成１１年５月３１日に区域を告示された時点の対象世帯でございますけれども、この３９０世帯に対し、実施世帯が３３５世帯となっており、進捗率は、割り返すと８５．９％となっております。

しかしながら、現状の制度におきましては、新たに申請される方がいらっしゃいませんので、「待機世帯はなし」という状況となっております。

対象区域内で告示後に新築された住宅については、防音住宅の対象には現在の制度ではなっておりませんが、今後とも、住宅防音工事の実施をそれらの方が希望する場合は対象とするよう、引き続き関係機関に要請をしましてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○１２番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） １２番松原議員。

○１２番（松原政勝君） はい。

８０数％がもう既に防音工事が終わっているという説明でありましたんですけども、も

う既に防音工事が終わってから20年以上経過しているわけでございます。

それと、今、騒音の話なのですが、私も、先日、上風連と西春別のほうに行って、実際、今演習をやっておりますので、その音を聞きましたら、現地の人も、もう本当に体に響くような、うちが空気で揺れるような音で驚くことがあるということで、やはり住宅は新しくなっても、やはり当時やったような防音工事が必要だというようなことを話しております。

それと、西春別と上風連に測定器が2基ついているということでございましたけれども、これについても、今であると、別海町外のほうからも、「非常に音が大きい」と、「一体この音は何なんだ」という、そういう問合せもあるわけです。

もうちょっと数を増やして音の調査をする必要があると、このように思っております。

ぜひ、次の町の要請、協力会の要請のときは、ひとつそこら辺も調査した上で要請していただきたいと、このように思うわけでございます。

ちょっと先になりましたんだけれども、過去に住宅防音工事により設置した空気調和機械及び防音建具は、老朽化が進んでおります。

既にもう20年を過ぎておりますから。

砲撃音対策に関わる住宅防音工事については、機能修復工事に対する補助制度が今ありません。

もう一度、防衛地方協力局のほうにも、町あるいは自衛隊協力会のほうから今の現状を訴えてほしいと、このように思います。

次に入ります。

○議長（西原 浩君） 松原議員、今のは、（4）番の質問ですね。

○12番（松原政勝君） はい。

それでは、1回ここで町長の答弁をお願いいたします。

○議長（西原 浩君） （4）の答弁です。

総務部長

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

私のほうからお答させていただきたいと思います。

議員おっしゃられましたように、防音建具、あるいは空調機器及び暖房機器につきましては、機能復旧に係る工事に対する補助事業はございません。

これにつきましても、この補助制度化につきまして、事あるごとに要望をしているところでございますけれども、このような補助を受けられる地域の住宅防音の整備が全て完了した上で制度化については考えていきたいというようなことを伝えられており、いまだ制度化に至っていないというのが現状でございます。

平成9年から住宅防音工事を行い、現在22年が経過し、防音建具の劣化も著しいことから、防衛施設所在市町村で構成をする北海道基地協議会とも連携をして、この機能復旧工事の補助制度化による実施について、継続して町長を筆頭として要請を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） ぜひ、次の要請には、今部長が答弁されました内容も盛り込み

まして、ひとつ要請をしていただきたいと、このように思います。

(5) 番目に入ります。

矢臼別演習場は、これからも演習場として長く使用が続くと思いますし、近接する酪農家も営農を続けております。

障害を受けながら営農を続けている酪農家に対して、1期は終わったのですが、2期・3期の防音対策が必要と考えます。

将来にわたる支援が継続されるためにも、町として、防衛省に対し一層強く要請すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

それでは、私のほうからお答えいたします。

全国の部隊・隊員が訓練に参加する矢臼別演習場につきましては、国土防衛のために重要な施設であり、今後も継続して使用されるものと考えております。

しかしながら、防衛施設の設置や運用に伴って障害等が発生し、地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることも事実であります。

このため、障害を解消するために民生安定事業あるいは調整交付金事業なども実施をしておりますけれども、住宅防音工事等の対象区域の拡大や防音機能復旧等について、防衛省、北海道防衛局、北部方面総監部に対して要請を継続してきております。

今年度は、松原議員のほうから冒頭もありましたけれども、関係機関との連携を強化するため北海道防衛局等で勤務経験のある方を防衛業務担当参事監として任用しております。

また、令和3年度は、近年頻発する大規模災害等に迅速に対応し、町民の安心・安全の強化を図るため、自衛隊等で地域防災マネージャーの資格を得た防災監を任用すべく、現在募集を行っているところです。

今後とも、関係する機関との連携を深めて要請活動を一層強化し、これまでの諸課題等の解消に努めていきたいというふうに考えております。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） はい。

3点目の質問に入ります。

「核のゴミに関する今後の文献調査及び報道対応について」を質問いたします。

原子力発電に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、いわゆる「核のゴミ」を地下深くに埋める最終処分地の選定を巡り、後志管内の寿都町と神恵内村を対象とした全国初の文献調査が11月17日から始まりました。

極めて放射能が強く、処分地が決まらない「核のゴミ」は、日本がこれまで原子力政策の中心に置いてきた「核燃料サイクル」の最後に残る厄介なごみです。

先頃、NHKをはじめとする各報道機関の取材に対して、町長は、「国から文献調査の申入れがあった場合検討する」と回答しました。

NHKによる報道直後、ほかの案件をテーマに開催された全員協議会において、会議終了後に、町長から議員に対して「最初から議論をしないで回答すべきではないという趣旨でアンケートに回答した」と説明がありましたが、議員からは異論が続きました。

その会議の前後においても、町民から各議員に対して「議会の考えはどうなのだ」などと、意見が多数寄せられています。

議員には町長から説明はありましたが、町民にとっては町長の考えが見えぬ状態であり、議会基本条例調査特別委員会が行っているアンケートを回収する際にも、町長の報道への対応について批判の声が寄せられています。

心配の声、中には怒りとも取れるような内容の声が寄せられております。

本町の酪農地帯に最終処分地に適した場所はないこと、また、震災による福島原発の事故後、水産関係者を含めた1次産業従事者が深刻な風評被害に対して大変な苦労をされていることは、誰もが知るところです。

町民の一般的な考え方と町長の報道への対応には大きな差があります。

また、本町の町民だけでなく、周辺の町の生産者をはじめ住民にとっても、別海町長の対応に衝撃を受けているはずです。

今後、国から文献調査の要請があった場合は、毅然と「将来にわたっても検討の考えはない」「候補地は一切ない」と回答すべきであるし、報道に対しても対応を見直すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 松原議員の御質問でございます。

将来的に国からの文献調査の申入れがあった場合、これの「検討する」と回答した私の真意は、今回の核の問題だけではなくて、様々な課題が与えられたときに、何も議論をしない、町民の賛成する意見や反対する意見を何も聴かないで、最初から否定をするということは、少数意見に対しても耳を傾ける、または、発言の機会をつくるという民主主義の精神に反していることであると考えております。

与えられた課題が町にとってよいことなのか悪いことなのか、まず、議論や意見を聴くことが大変重要であり、そのような意味で「検討する」と回答しましたので、報道に対して対応を見直す考えはありません。

設問の中で「調査を受け入れるように検討する」という回答はしておりません。

また、「受け入れる」とも一言も言っておりません。

調査を受け入れるか受け入れないほうがよいのか、そういうことを議論することが「検討する」という意味だという意味で回答しております。

ただし、その核問題のことに言及して私の意見を申し上げますと、現状の核廃棄物の処理施設の安全性については私自身も大変疑問を持っておりまして、深地層での処理が完全に安全だと言える保障はどこにもないというふうに考えております。

町民の皆様には不安や混乱を与えたと思いますけれども、現時点では「核のゴミ」を受け入れる気持ちはありません。

1万5,000人の町民には1万5,000人の考え方があります。

今後とも、できるだけ少数意見も、そして大多数の意見もしっかり聴き取って、その中で町の進むべき方向性を決めることが町長の責任だと、私は、そういう姿勢で今後も町政を担っていきたいと思っております。

御理解よろしく申し上げます。

以上でございます。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） NHKが、核の問題についてのアンケートを町長に依頼したわけでは。

今、町長は、「いろいろな案件があるから検討、協議する」と言うのですけれども、私は、町長にNHKに答えた核の問題だけを答弁して欲しかったんです。

それはそうですよ。

国、道、そして町は、ずっとつながっているわけですから、いろんな問題が投げかけられるはずですよ。

でも、この核の問題ということを取り上げて、このNHKのアンケートが来たわけで、それについては、道新とか、ほかの新聞社にも町長は答えられているわけです。

まず、「要請があれば、検討、協議する」と、このような発言を町長はなされたんですけれども、このことに対して、NHKのアンケートの回答だけを私たち聞けば、非常に違和感がありますし、私は、今の別海町に核に対する協議も検討も必要ないと思っております。

ちょっと時間がかかりますが、お話しします。

本町は、先人の苦勞があつて、この寒冷地に酪農という農業を定着させ、道内・国内でも屈指の食糧生産地になりました。

また、水産・漁業においては、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」に転換し、200海里設定後は、ホタテやホッキ漁場の造成を含め安定的な生産を続けてきております。

近年は、育てる漁業の優等生と言われたサケ・マス漁は、温暖化の影響等で海洋に変化が見られ低調が続いておりますが、また、きっと近年中に回復することと、そのように信じております。

町長は、本年5月19日、2期目の町長選に立候補した際に、「私は、別海町の一次産業をさらに発展させていく」、また、少子・高齢化対策として「子供・子育て支援をしっかりとやっていく」「福祉対策もやっていく」と、このような最も重要な公約を訴えました。

町長、この公約を忘れたわけではございませんね。

町長の考え方を伺います。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 松原議員のただいまの発言は、大変私を侮辱する言葉でないのかなど、非常に残念に思っております。

私は、公約を破った覚えもないですし。

私は、やはり、町民の声を聴くというのは、もちろん松原議員の意見に賛成する町民もいっぱいいるでしょう。

だけど、1万5,000人の町民の中には、特に、電気関係者の方々の中には、電気エネルギーをどういうふうにするんだと、そういう考え方の方もおります。

常に、一つの課題に結論を出すときには、いろいろな意見の方々の話を聴き、最終的に何が町にとって大事な事かということ結論立てることが大切であつて、頭から玄関払いをするということは、本当に少数意見を大事にできるのか。

核だから話さなくてよい。

じゃあ、ほかの課題なら話さなければならない。

どこにその差があるのか。

核だって、きちっと話をして、町民が望むのか望まないのか、町にとってどういう不都合が生じるのか。

そういうことをしっかり議論することは大切なことだと、私は思っています。

決して受け入れるとは言っていないんです。

施設をつくるとも言ってはいません。

そういうことを話し合うことが大切だと言っているのも、誤解をしないようによろしくお願いします。

以上です。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 私も、冷静になって今話しているんですけども、町長がNHKに答えた内容は、核の問題についてのアンケートだったわけです。

そのことについて私は説いているので、町の政策全体とか、国の施策全体を言っているわけではございません。

町長も分かっているように、別海町は、水の町なんです。

水源地は、摩周湖の伏流水で、全町から根室市まで水道水が送られております。

また、酪農業に関わる事業、水産業には、水は不可欠です。

サケ・マスの増養殖河川として、町内には6河川、海に流れ出ております。

このように、別海町は水によって産業が成り立っていることを認識していただきたい。

このような別海町の域内を見たとき、核の議論など考えられません。

今申し上げたことは、町長はどのように理解できているか伺います。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 松原議員は、まだ私が言っている意味が理解されていないと思っております。

核だから議論しなくてよい。

その考え方が、私には分かりません。

核であろうと何であろうとしっかり議論することは大切なことだと思います。

議論した結果、「核は、うちの町には必要ない」「造るべきではない」という意見が出るのであれば、それは、それをしっかりと町長は実行していかなければならないと思います。

その前に、まず、議論をするなということが、核はよくて、ほかのことは議論しなきゃだめなのか、どこにその差があるのか。

それらも、いろんな人の考え方があります。

「区別すべきでない」という人もいますでしょう。

松原さんのように、核は別問題だと考える人もいますでしょう。

いろんな考え方の人が、1万5,000人の中にはいます。

なるべく少ない意見のことも拾い上げていくことは、町を統括していく代表者としての責任だと思っております。

どうか少数意見も聴くという、そのことの御理解をお願いします。

以上です。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） はい。

なかなか町長とのやりとりがかみ合わないのは事実だと、私も思っただけでございすが、今、この別海町に、先ほども申し上げましたが、核の議論は必要ないと。

核は要らないんです。

ですから、はっきり、町長は、これからのいろんなマスコミ対応については、「当面」でなくて、「もう別海町は考えていない」と、このように言ってほしいと思います。

別海町を担っていく次世代の若者や将来の子供たちに核の話などを残すわけにはいかないのです。

もう一度、町長の再考を求めます。

町長、再考する考えはないですか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 簡潔にお答えします。

再考する考えはありません。

私は、核の問題であれ、何であれ、課題を出されたときにはしっかり話し合うことが必要だと、そういう信念で、少数意見にもしっかり取り組む、聴く、そして町の方針を決めていくと、それが大切なことだと、そういう考え方で行政を進めていくという決意であります。

以上です。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） はい。

町長が、これからもかたくなに「協議することが大事だ」と、そのように主張するのであれば、私たちは、これからも多くの町民の意見を聴きながら考えなければなりません。

町長は、「いろんな事を検討していく」と言いますが、核の問題だけについては、もう一回言います。

再考するように考えて次の対応に当たっていただきたいと、このように思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で12番松原政勝議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時12分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、9番今西和雄議員、質問者席にお着き願います。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先ほど松原議員がされた案件と同じですが、私の視点から質問をさせていただきます。

「１．町行政の報道機関への対応について」。

本年度に入り、新型コロナウイルス感染症への影響に対する経済対策、国の特別定額給付金への対応など、本町の新聞報道の対応について議場での論議が目立ちました。

また、先月までに、新聞だけでなく複数のテレビ局が報じた核燃料の高レベル放射性廃棄物最終処分場選定に係る文献調査の対応をとっても、「論外」「言語道断」「議会も同じ考えなのか」などと町民の声が寄せられており、町の対応に疑念が生じています。

新型コロナウイルス感染症や災害への対応など、町民にとっては過去にも増して行政を頼りにしたい局面ですが、報道への対応が、行政の信頼を大きく揺るがせています。

本町は、開基以来１５０年を迎え、町政施行５０年を迎えようとしています。

先人は、幾多の困難を乗り越え、畑にくわを入れ、樹木を切り、網を引き、それら生産者の活動を商業者が支え、たゆまぬ努力によって別海町が日本を代表する食糧基地となりました。

また、この議場において、怒号が飛び交う議論の末、自衛隊演習場を抱え、沖縄の負担軽減にも協力し、本町は、国防の一翼をも担っています。

町行政の報道機関への対応は、１つ間違えると、先人の苦労を踏みにじり、国策にも影響しかねません。

以上のことを踏まえ、ここ最近の町行政の報道機関への対応について質問いたします。

（１）核燃料廃棄物最終処分場の文献調査に関する報道機関への対応について、ＳＴＶ、ＮＨＫ、北海道新聞、釧路新聞など、各報道機関別に対応の経過を伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

ＳＴＶからは、９月２９日にアンケート調査の依頼があり、１０月１４日に回答をしております。

内容については、何点か設問がございましたが、「現時点で文献調査に応募する考えはあるか」に対し「ない」と回答しています。

また、「将来的に文献調査への応募を検討する可能性はあるか」に対しては「ある」と回答をした上で、ただし、「応募するかしないかの検討、議論は必要である」「今のところ応募する考えはない」ことを補足回答しております。

次に、ＨＢＣからは、１０月２３日にアンケート調査の依頼があり、１０月２９日に回答をしているところです。

内容については、「今後自治体として文献調査の受入れや申入れを検討する可能性はあるか」に対して「ある」と回答しています。

ただし、「何事も検討、議論することは必要」「今現在、受入れは考えていない」ことも補足として回答しております。

次に、ＮＨＫからは、１０月２８日にアンケート調査の依頼があり、１１月４日に回答しています。

内容は、「現時点で文献調査の受入れを検討していますか」に対し「検討をしていない」と回答しています。

また、「将来的に文献調査への応募を検討する可能性はあるか」という問いに対しては

「ある」と回答しています。

ただし、「議論することが必要である」ことを補足しているところでございます。

北海道新聞については、NHKでの放送を受けて直接町長に取材があったものであり、内容については、新聞報道にあったとおりでございます。

以上です。

○9番（今西和雄君） 議長。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 今、非常に細かく経過、内容について説明がありました。

その中で、北海道新聞については、これは、庁内で議論することなく、町長の考えとして報道されたというふうに、今、そういうふうな説明だったと思いますけど、ほかの対応については、庁舎内でしっかりと議論した中での対応と受け止めてよろしいのでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

基本的に、報道機関への対応に当たりまして、あるいは、それ以外の事務に関しても含めてですけれども、どのような場面におきましても、きちんと理事者と事務方との関係の中で協議の上で行っているところでございます。

以上です。

○9番（今西和雄君） 議長。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 2番の質問でも細かく聞くのですが、要するに、庁舎内もそういう認識を持って対応に当たったっていうふうに理解してよろしいですね。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

今西議員がおっしゃる「そういう認識」というものが、どういうものを指しているのかについては、また、その辺のことを詳しくお聞かせいただいた中でということが前提になりますけれども、基本的には、業務を遂行するに当たっては、当然、理事者の判断、そして、そのことに対する事務担当と協議をした上での対応ということが基本であり、前提となっているところでございます。

以上です。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 今の回答を受けて2番目の質問に入ります。

これまで、そしてこれからというのは、「これまで」というのは、先ほど細かく説明をいただいた、それに対応する経過です。

そして、「これから」というのは、そういう結果の報道があった後の報道機関への対応、それについて、副町長及び町幹部は、町長とその点についての議論を交わしたのかお聞きします。

○町長（曾根興三君） 町長が答えるの…。

○議長（西原 浩君） 町長、どうぞ。

○町長（曾根興三君） まず、最初にS T Vからのアンケートが来たときには、幹部職員と話し合いをしました。

幹部職員の大方の意見は、「いや、町長、これ、検討しないと回答したほうがよいんじゃないの」という意見がありました。

ただ、私は、いろんな場合を想定しました。

「検討をしない」ということは、最初からテーブルにのせないと。

そして、「検討をする」というのは、いろんな意味に取られる場合もあるなど。

1つは、私が言っているように「受け入れる」ということではなくて、「課題が出されたら、それは、議論することが必要だ」という意味合いの「検討をする」というのがあるし、一方、「検討をする」というのは、調査を受け入れることを積極的に検討するという意味に取られる場合もあるだろうなど、そういうふうに当然そのときは感じておりました。

ただ、頭から「検討をしない」ということは、少数意見も聴かない、テーブルにものせないと。

これ、「核だからのせないほうがよいんじゃないか」って言う方もおりますけれども、「核の問題だから、きちっと意見も聴いてほしい」と言う方もいるであろうと。

私は、それまで、電気関係の人たちともいろいろ話をしてきましたけれども、そういうふうに考えている人が多々いることも分かっております。

そういった中で、まず、テーブルにものせないで拒否することが、本当に行政の長なのかなと。

もちろん、風評被害で「なんだ、別海町は受け入れるのか」と曲解をする人もいるだろうなということ、もちろんいるだろうというふうに思っていました。

けども、「検討しない」と書いた場合に、例えば、賛成する方々にとってみれば、「なんだ、別海町長は、テーブルにものせないで私たちの意見も聴かないで拒否するのか」という意見の方も当然出てくるだろうなというふうに感じてきました。

核は検討しなくてよい、この課題は検討しなくてよい、ここは検討しなきゃだめだと、そういういろいろな多種多様な意見も町長のところへいっぱい来るんです。

やはり、そういう方々の意見をしっかり受け止めるためには、私は、検討するということは大切なことだと、そういう意味で回答をしました。

以上です。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

町長とのやりとりは、3番の質問でしっかりとやりたいと思いますので。

2番の質問は、行政の職員サイドでどういう議論をされて、「町長、それイコールですよ」という気持ちで対応したのか、それとも、しっかりと「町長、そこは…」というふうな感じで注文をつけた対応をしたのか。

図らずも、町長が、町幹部からは「ちょっと町長その辺は…」という話もされたとのことでしたが、その辺、副町長の考え方をお願いします。

お願いします。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 御指名をいただきましたので、私から答弁いたしますけれども、先ほど、基本的な対応の方向性とか方針につきましては、総務部長が言ったとおりですけれども、一般的に、どんな案件であっても、重要な問題だというものにつきましては、幹部職員と私、そして町長でももちろん協議をします。

その中で意見が分かれる場合、それは、町長の判断で決まるということもあります。

先ほど、町長が申し上げたとおりですね、一番最初のアンケートについては、職員のほうからですね、「検討するというのではないほうがいいのではないか」ということでやりとりをした。

最終的に、町長が先ほど申し上げたとおりの判断をしたということでもあります。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

その話を聞いて、ちょっと、ちょっとですよ、ほっとしたっていうのか、庁舎内にも町長と全く同じ意見じゃなくて、ちゃんと町長に苦言を呈する意見も持っている幹部職員がいるっていうことをここで確認させていただきました。

そういう中での、町長が「いやいや」と言うことで、別海町の町長としての考え方を表したというふうに受け止めていますけど、やはり、こういう大変大きな案件ですんで、その辺のところは、副町長を中心とした職員も、やっぱりもっと踏み込んだ町長とのやりとりをした中での対応をしていただきたかったし、今後も、そういうことでは、ぜひそういう対応をしていただきたいというふうに思います。

それで、次に、3番目の質問、ここ、町長、ここは、本気になって語るところですので、町長よろしく。

本町の形成や歴史的背景を考えると、先人に対する畏敬の念や感謝の心が、我々には大切です。

また、行政は、生産者をはじめとする町民感覚に敏感であることが必要であります。

未来にわたり食糧生産基地として発展を続け、国及び周辺自治体との信頼関係を揺るがせないのが、次世代へ向けての町の責務です。

今日の一般質問の冒頭、田村議員に対する答弁の中で、町長は、図らずも「町民が、この町をしっかりと支える財産だ」と、そういう明言をされましたね。

そのことを踏まえても、核燃料廃棄物最終処分場に係る文献調査の議論にのること自体が、のること自体が、我が町にとっては「言語道断」「問答無用」なんです。

今回の対応を振り返り、改めて町長の今の考え方をお聞きします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今西議員の熱意は、よく伝わってまいりました。

ただ、核廃棄物の貯蔵施設を設置するための調査、これを受け入れるか、受け入れられないかと、そのことは、しっかり議論することが大切なのであって、私は、廃棄物を受け入れるとも言っていないです。

そして、祖先のことや先人のこと、私も同じ思いです。

私も、祖父の代から開拓に苦勞してきました。

思いは、今西さんと同じです。

私は、今回の答弁、また、アンケートの回答は、決して祖先を裏切る回答ではないと思っています。

逆に、少数意見のことも、よいことも悪いこともしっかり町民として議論し合うと、そういう場をつくっていくということは、行政を任された人間として大切な責務だと、そう思っております。

しっかりこれからも議論してきましょう。

そういう思いでお答えします。

以上です。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

先ほど来から、町長の考え方というのは、もう本当にこの議場内に響きわたって、びしびし伝わってくるんですけど、議論はかみ合わない部分もあるかと思います。

町長、聞こえていますか。

響いていますか。

「広野を拓きし我が父祖よ」「悠揚たりや乳牛のむれ」「入江に漁る打瀬船」、この一つ一つが、これからの別海町の姿だし、未来に渡していく別海町だと、自分は思っていますよ。

響いていますか。

そういう意味で、この文献調査に対する議論にのること自体が、もう、私は、必要のない、別海町には絶対に必要のない事項だと思っていますし、それこそ、先ほど言ったのは、言うまでもなく大別海町の町歌ですよ。

そして、最後の一節には「未来ぞかゞやく」という、それで締められています。

これは、先ほど町長が言われた、もちろん少数の人の意見も吸い上げた中での議論にのことは、自分も否定しないですよ。

否定しません。

だけど、この「核のゴミ」については、今まで、ずっと核に対するいろんな影響というのは、子供の代、孫の代、その代以上に続いていく大きな大きな課題だと、自分は認識しています。

やっぱり町長はね、そういう気持ちをもう一度しっかり据えた中で、ただ、少数の意見も聴かなきゃならないだけでなく、そういう気持ちをそういう人たちにもしっかり伝えていくというのが、自分は、大別海町の町長の役割だと思っていますから。

そういう意味では、残念ながら、この切ない思いが伝わらないのが、すごく寂しい限りです。

これは、私1人の意見じゃなくて、さらに、町民の多くの皆さんがそういう気持ちを持って町長に話をかけてくると思います。

これからも。

そういう意味では、そのことがなかなか伝わらないというか、本当につらく寂しいことですけど、ただ、今日は、前段で松原議員、今、今西が、議員の1人として言っておりますけど、これは、議会全体で議論して、議会の声としてしっかりと次に向けてのアクションにつなげていきたいなど、そんなふうに思ってますので、ぜひ町長、もう一回登壇してください。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 「核施設を受け入れるか受け入れられないかという町長の考え方がどうなんだ」という問合せでしたら、今現在、私は、受け入れる気持ちはありません。

それは、今の処理方法に疑義を持っているからです。

ただし、やはりそれを決意するにも町民の声を聴くことが必要だと思います。

確かに、風評被害や何かで「調査の申入れがあったら検討する」という言葉によって「別海町は受け入れるのかい」と、そういうふうに思っている人はいっぱいいます。

その方々の中には、「別海町は、核廃棄物処理施設を造るんだね」と、そこまで曲解している方々もおられますけれども、一方で、玄関払いをするということに対して、やはり、核施設が必要だと思っている方々は、「なんだ、町長は、我々の話を聴かない、そして議題にする、課題にすることもしない、それが本当に民主国家の首長か」と言われたときに、私は、何と答えるでしょうか。

やはり、「核問題が議論するに値しない」と言う方々もいっぱいいます。

でも、中には、各問題もしっかり議論することが必要でしょうと。

そこに、この間の新聞の切抜きがありますけれども、東京大学の教授の「やはり核施設をどうするべきかということをしつかり議論することが必要だ」という意見も道新に載っていました。

私は、やっぱり議論することは何事も避けるべきではない。

みんなでしっかり話し合っていこうと。

そのことは大切なことだと思っていますので、決して先人を裏切ると、そんな思いはありません。

しっかり町民の声を聴いて、よりよいふるさとづくりをつくっていききたい、それに専心したいと、そんなふうに考えておりますので、また、今西議員、私の気持ちもよろしく御理解をお願いします。

以上です。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

町長、いろいろ今話されましたけれど、改めまして、私は、この別海町において文献調査の議論にのることは言語道断だし、その問答は無用だということを申し添えて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 以上で9番今西和雄議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、1番宮越正人議員

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1 番宮越議員。

○1 番（宮越正人君） 遅い時間になってしまいますけれども、私のせいではございませんので、これで終わりますので、町長もう少しがんばってください。

まず、1 番目でございます。

「秋サケの不漁対策について」ということで通告をしておりました。

本町を代表する太宗漁業のアキサケ漁についてでございますけれども、産業建設常任委員会でもたびたび議論になっておりまして、その総意によりまして次の3 点にわたり質問させていただきます。

各位御承知のとおり、本町、そして北海道を代表する水産魚種のアキサケでございますけれども、毎年最低の水揚げ高を更新する不漁の状態が続きまして、その漁に携わる漁業者だけでなく、水産加工事業者も含む商工業者の経営も広く圧迫をするなどの状況になっております。

本町の経済振興には、大きな影を落とす状況になっているということでございます。

野付漁協単体の水揚げ額でございますけれども、この状況を見ますと、ピーク時の5 0 億円台、アキサケだけでですね、漁獲高が5 9 億円台から今期は6 億円台だと。

激減をしております。

ちなみに、別海漁協では、ピーク時に2 5 億円だったでしょうか。

そして、今年は、2 億円に少し手が届かないという状況だったらしいです。

豊漁・不漁の別なく抛出する増殖負担金というのがございまして、この支払いも厳しい状況となっているところでございます。

その上、根室管内8 単協、町長はじめ理事者の皆さんもですね、この8 単協がどうのこうのということではなくて、全部知っているとおりだと思いますので、説明は省きますけれども、これらの水揚げによる負担金を合算しても、増殖事業に関わる年間稚魚の放流も実は継続できない状況になっているというところです。

アキサケの漁獲減少の根本原因は究明されておりませんが、増殖事業を中断するわけにはいかないということです。

ここがポイントでございますけれども、ついては、いよいよですね、菅総理ではございませんけれども、自助・公助・共助だということで、自助も公助もアキサケの増殖事業ではやってきておりますけれども、いよいよ政治力を伴う行政の出番だなと。

出番が来たなと。

そして、漁に従事する町民の皆さん、その後継者の皆さんが、将来にわたって漁師、漁業者として希望を持てる職業となるように、先ほど、前段で松原議員からも御質問ありましたけれども、短期的あるいは長期的なアキサケ不漁対策の実行が急務となっているということでございますので、町長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

まず、1 点目でございますけれども、近年の不漁状況を鑑み中、町独自の対策は、どのような内容で町長は考えておりますかということで、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 宮越議員の御質問ですけれども、内容については、松原議員とかぶる部分があるかと思いますが、多少詳しく答弁いたします。

アキサケの漁獲は、近年で最も悪い平成2 9 年度の1 7 億6, 0 0 0 万円から、さらに今年は落ちて8 億6, 0 0 0 万円となっております。

今、宮越議員の話にも出ましたピーク時は昭和63年、これは、野付漁協で53億4,000万円、そして別海漁協で17億6,000万円、合わせて71億円が獲れていました。

それが、今、8億6,000万円です。

まさしく、この数字を見るとあまりにもひどい数字だというふうに考えており、この不漁の状況によって、野付・別海両漁協も、私のところへ支援要請がありました。

今日もまた、野付漁協組合長、そして別海漁協組合長のお2人が傍聴されております。

こんなことも、今までありません。

本当にそれだけ水産業界にとって今大変な時期だということも、議員の皆さん方も本当に肌を感じていることと、そんなふうに考えております。

今回の不漁の状況を受けて、やはり資源の回復対策、これが大切なことだと思っています。

やっぱり増養殖事業をしている「さけ・ます増協」、これが、事業が停まってしまうと、これは、4年後のサケの回帰も見込めなくなってしまうということで、獲れ高に合わせる負担金が大変減ってきておりますので、やはり、このまま増協の事業費が減ってきて、ふ化事業の円滑な推進がいかなくなるというようなことがあつては、やはり4年後にとっても大変大きな痛手になるというふうに考えておりますので、そういった部分も、町としてもしっかりと支援していかなければならないと、そんなふうに考えております。

いろいろな事業は提案されておりますので、うちの管内のほかの自治体と、そして各漁業組合ともしっかりと協議をしながら、町としてどういう支援ができるか、ここら辺を早急にしっかりと結論づけていきたいと、そう考えております。

もう少し、どうしていくか検討していますので、我慢してください。

なるべく早く結論を出して、来期に向かって取り組んでいける、そういう体制を整えていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

以上です。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 今町長から御答弁いただきましたけれども、この苦境ですか。

浜の皆さんとの思いは同じだというふうに、僕は感じています。

いろんな支援策を考えていただいていると、考えなきゃだめだということで力強く御意見をいただきましたので、短期的にでも即効性のある支援対策をぜひともお願いしたいというふうに思います。

2番目の質問に移ります。

根室管内市町が一致協力して不漁対策を構築できないかという、その見通しはどうかということで、町長にお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） はい。

これも、先ほどから申し上げてますとおり、根室管内の「さけ・ます増協」が主体となる事業が多々あるというふうに思っております。

管内の各自治体、そして8単協の一致した協力が必要ですがけれども、自治体がなかなか腰を上げないのであれば、うちが先頭を切って音頭を取っていかなくちゃならない、そういう事態も起こり得るというふうに考えておりますし、そういう覚悟もしっかり持って増協

事業について支援していく、そういう考え方も持っておりますので、漁師の皆さん、そこから辺は、町に期待してください。

ぜひ、4年後もしっかりした漁が確保できるような、そういう体制に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解よろしくをお願いします。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 町長から「リーダーシップを執って」というお言葉をいただきましたので、町長も、副町長も、そして教育長も、漁業問題は精通しておりますので、ここでとやかく「あれだ、これだ」と言うことでないんですけども、管内増協で1年間に運営費が5億8,000万円かかると。

そのうち、8単協で、今の漁獲高の6.8%の比率でお金を持ち出すんですけども、その運営費の半分しか確保ができないという状況にまで至ってしまったと。

昨年までは、いわゆる町の財調でいうような積立てから不足分を下ろしていたということになるんですけども、それも、もう枯渇をしてきたと。

本町の漁業者の皆さんが「行政のほうで何とかできないだろうか」と言うのは、その足りない分を1市3町でそれを支援をするとかですね、うちの町、1町の問題ではなくて、町村会やら管内の首長会を何とか動員して、町長のリーダーシップでその辺を納得をしていただいて管内の増協に支援をするということで、町長にお願いをしたいんだというふうに思うんですけども、その辺は、町長いかがでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） この問題について、ほかの市長、町長方と特段話したことはありませんけれども、やはり、この危機的な状況を踏まえてしっかり首長方で協議をしていかなきゃならん課題だというふうにも捉えておりますので、その話の中では、うちがリーダーシップを執らなければならないような状況であれば、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

今月の25日に首長方が集まる機会もありますので、そういった機会でも、それぞれの首長方の考え方も聴く機会があればというふうにも思っております。

しっかり皆さんと一緒に水産の危機を乗り越えるような対策を考えていきたいと思います。

そういうふうに思っております。

よろしくお願いします。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 本当に町長から前向きなといいますか、漁民の皆さんが望んでいる御答弁をいただいているというふうに思います。

よいペースで来ているな、という感じがします。

続いて、町長、先般、羅臼町でも議会がありまして、湊屋町長のコメントも出てましたが、羅臼町でも不漁対策、それはアキサケの話だけではないんですけども、そのコメントも出ておりましたので、1市3町の首長さんの間では、「ただの不漁とは言い難いアキサケに対しての支援策というのは、何とかしていく」ということで意見もまとまるかなというふうに思いますので、ぜひぜひ町長のリーダーシップを発揮していただいて、25日には話を出していただいて、大きくこれからも展開していかなくちゃならないというふうに思っておりますので、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

次に、3番目の質問に移ります。

この不漁対策の話ですけれども、全道・全国的な規模で政府に対して不漁対策を要請できないかということで、町長の「こういうことでなら可能である」という御意見があれば、ちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） やはり国・道に対しても要請をする活動をすることは、大変重要なことだというふうに思っております。

どういう組織をもってするか、期成会等を使うのか。

ただ一つ、水産界の方々も、8単協しっかり意思を一つにして連帯をしていただければ、首長方も5人も一緒になって、中標津町長も引っ張り込んで、管内全体の課題として要請活動をしていくことも重要な課題だというふうに考えておりますので、ぜひ、水産界の方々も意思を一つにして一緒になって動いていきましょう。

やはり、この窮状は、自ら行って声を上げて訴えなければ、なかなか理解してもらえない、そういう中央官庁や国会議員の方々もいると思いますので、コロナのこともありますけれども、できる限り早めにしっかりした要請活動は取り組んでいったほうがよいと、そういうふうにも考えておりますので、御理解をお願いします。

以上です。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） はい。

漁民の皆さんといいますか、我々議会の思いも含めてなんですけれども、ぜひですね、根室管内の海がこういう凶漁の時代になってきたということで、道で言えば、水産部やら、知事も含めてもちろん状況は把握をしていると思いますけれども、町長もおっしゃったようにですね、地元から声が上がらなければ、なかなか手も出せないという状況だと思いますので、ぜひ根室管内の期成会レベルの各界の代表者の皆さんがですね、同じように苦境だということを認識していただいて、そしてみんなで力を合わせてというところでですね、それも、ぜひ町長にリーダーシップを執っていただきたいと、僕は、そういう思いでおります。

そして、サケの漁獲量というのは、北海道が全国の90%の割合なんですけれども、都道府県レベルでは、東北が6県、そして北陸が4県、北関東では茨城、京都、山口、島根、47都道府県のうち十五、十六の道府県がサケ漁ということで漁獲を揚げているということです。

量に差はありますけれども、できれば北海道が中心となって、町長が鈴木知事を動かしてですよ、知事会やら何やらも使って、そしてできるならば地方6団体を動かせるような波にさせていただいて、この苦境を救っていただけるような対策を政府に要請をしていただきたいというのが、その思いでございます。

簡単な話じゃないのは重々承知しておりますけれども、浜の状況としてはそこまで悪いということ、そして、今の水揚げに従事していらっしゃる漁師の皆さん、その後継者の皆さんがですね、全く先に光が見えないといいますか、希望が見えないといいますか、そういう状況がこれ以上続くと、僕は、本当に地域の崩壊につながると、地域の崩壊につながるということは、うちの町の崩壊につながるわけですから、その辺も、理事者も含め町の幹部も重々水産と酪農の重要性はお分かりになっていると思いますけれども、ここでひ

とつやっぱり実になるといいますか、光の見える、希望の見えるですね、政策に、何とか、町も頑張っているな、ということで町民の皆さんが感じられるような、広報の仕方も含めてですけども、何とか頑張っていたきたいというふうに思います。

町長が、漁協の代表者の皆さんも含めて、漁師の皆さん、そして先ほど「8単協の意見が…」ということもありましたけども、それも含めて、全部別海町長に任せとけば、全部丸く収まると、もう一気に道やら国も動かせるというふうな力をぜひとも発揮をしていたきたいなというふうに思っていますので、ぜひとも目に見えるスタイルで対策のリーダーシップを執っていただきたいというふうに思います。

以上です。

1問目は、これで終わりたいと思います。

なかなか幹部の皆さんが僕を見る目がだんだん冷たくなってきましたので、あと1つとなりましたから。

議長、よろしいですか。

大きな2つ目の質問に移らせていただきます。

「別海高校を支援する公設民営塾の設置について」ということでお尋ねをしたいと思います。

別海高校の学級数減少対策に端を発した本町の支援策でございます。

寄宿舎に代表されるように、ある一定の成果を上げておりますけれども、実は、民間の調査機関、シンクタンクでございますけれども、全国の地方と呼ばれる市町村の中学生とその保護者に対するアンケートの結果ではですね、「進学・就職に有利となる学力の向上ができる高校へ進学したい」との意見が日本国内で30%以上を占めるという結果になりました。

本町の実情においても、釧路市等、都市部の進学校を受験する生徒が後を絶たない状況にあるというのが、顕著にその結果を表しているというふうに思います。

この状況は、昨年、道内の高校213校の公立・私立を含めた中でですけれども、定員割れの中にあっても、学力上位高校は定員を満たしているという実態があります。

これも結果としては、顕著に表れているなというふうに思います。

そこで、地元高校の支援策に力を注ぐ道内の先進自治体。

先進自治体というのは、うちの町よりも大きな町ということではなくて、高校の支援策に積極的に取り組んでいる町ということで御理解をいただきたいんですけども、その中では、地元の高校生限定で受講料無料の公設民営塾の設置が進んでいると。

近隣では、本年6月に開校しました弟子屈町の公設民営塾、そして、平成27年に開校した足寄町、平成29年に開校した津別町などが、近隣の自治体ではあるということです。

これらの行政による施策をですね、単に入学生の確保にとどまらず、移住・定住を含む人口減対策にも効果があるとされております。

本町でも検討、設置する課題と考えますが、町長・教育長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

まず、1点目でございますけれども、教育長はですね、弟子屈町など、近隣自治体の施策を把握しておりますか、ということ。

そして、また、これまで公設民営塾の調査に行った経緯、これは、現教育長は就任前に足寄に行ったという経緯はあるらしいですけれども、そこでどういう調査を行ったのかということと、調査後の研究の経緯、それらを合わせて内容をお聞きしたいというふうに思

います。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをいたします。

弟子屈町など、近隣自治体における地元高校生を対象とした塾の開設は、本町の高校支援の参考となる取組であることから、その内容について把握しているところであり、弟子屈町では2,500万円、足寄町では3,500万円ほどの経費がかかり、現状では、塾生1人当たりで換算すると、弟子屈町、年83万円、足寄町、年30万円程度となると確認をしております。

また、公設民営塾の調査といたしましては、平成29年度に町議会総務文教常任委員会の所管事務調査で、当時の常任委員会委員と関係職員が足寄町の地元高校支援策の1つとして、宿舍施設及び公設民営塾を視察し、施設や運営状況等を確認しているところでございます。

もとより、塾等の学習環境が整っていることが地域の子供の学力向上につながる有効な手段であるということは認識しております。

議員も御承知のように、現在本町では、年間4,700万円の予算を確保して寄宿施設の助成をはじめとする9事業を実施し別海高校の支援を行っております。

今後も、限られた予算ではありますが、より効果的な支援が求められる中、アンケートを継続して行うなど、その時々求められるニーズを的確に捉えながら、支援事業の枠組みの中で実施事業を検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 教育長は近隣の状況も把握しているということでございました。

そこから、「これからどうする」という話になるかと思しますので、その点では、今後の課題にさせていただきたいというふうに思います。

端的にお伺いしますけれども、今教育長のおっしゃった80万円と言いましたか、要するに、弟子屈の2,500万円、足寄の3,500万円、すごい金額なんですけれども、教育長は、子供たちを育てるという観点で言えば、言いにくいかもしれませんが、高いと感じるのか安いと感じるのか、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

高い、安いだけではなく、費用対効果がどれだけあるかということが重要だと思っております。

実は、来年度から、別海高校、ここから国公立大学の合格を目指すためにということで、「B e k k a i S p e c i a l A d v a n c e d G r o u p」というものを創設し活動を始めているところでございます。

そのために、担当教員を決め、それぞれ配置をし、工夫したやり方で生徒たちが別海高校とタイアップをしながら新たな取組をしているところでございます。

この結果を見てからという形になりますが、いかに少ない費用で効果のある事業ができるかということを中心に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 「別海高校で…」と今御答弁なさったのですよね。

かつては、別海高校も、高校の中で先生方が授業の終わりに子供たちを塾のようにとか、授業を見て進学対策をしてきたという経緯もあるようでございますけれども、やっぱり、保護者、上を目指したい子供たちというのは、それだけではなかなか安心できないという面があると思うんですよね。

そして、「塾へ行きたかった」という意見も多々あるんですけれども、やはり、できることであれば、どこの自治体も、高校生のために無料で塾をつくって、勉強したい人はしなさいということで、環境づくりをしてあげたいと思うんですけれども。

これは、本当に大きな予算を伴う事業ですので、来年からとか再来年からとかということにはならないかもしれませんが、ぜひ、その調査・研究は、継続をしていただきたい。

どういう方法があるかは、これからいろいろ研究なさっていただいてですね、もっとお金がかからない方法ですとか、「別海型の公設民営塾は、こういう形でどうだ」ということで、教育委員会のほうから提案のできるような調査をしていただきたいなというふうに思います。

そして、3問目になりましたので、これで終わりますので。

次の質問に移ります。

失礼しました。

2問目でした。

少し焦ってしまいました。

2番目の質問に入ります。

本年度、別海町教育委員会の実施したアンケートによりますと、中学生、そして高校生の保護者の実に64.24%、これ両方足しての結果だと思うのですが、「進学講習の充実」を求めているという結果が、たしかこれは9月に行ったアンケートだったでしょうか。

教育委員会が行ったアンケートで、そういう結果になっていると思います。

この結果を教育委員会はどのように分析しているのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育部長（山田一志君） はい。

この質問は、私のほうからお答えをさせていただきます。

教育委員会では、別海高校に対する支援策の充実に向けまして今年9月にアンケート調査を実施しております。

その結果から、「別海高校に期待すること」としまして、「進学講習の充実」、これに対する保護者の関心の高さを確認しているところであります。

また、同アンケートは、高校生と中学生を対象としても実施しておりますが、その結果

においても、「進学講習の充実」というところに30%以上の回答がありまして、この結果からも、保護者を含め、進学に関する一定の関心の高さが確認をされており、別海高校のさらなる魅力化のためには、進学を希望する生徒への支援の取組が必要であるというふうに考えております。

なお、別海高校では、今年度から国公立大学の進学を希望する生徒に対する個別指導の取組を実施しております。

これ、先ほど教育長の口からも答弁あったかと思いますが、こういった形で高校独自に保護者や生徒が求めています進学に関する取組の充実を図っているというようなことも動き出しているということを確認しております。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 高校自ら動いていただけるということで。

先生方にもかなり負担もおかけするような状況にもなると思いますので、その辺のフォローの仕方といいますか、その辺も教育委員会の方でも考えていただければありがたいかなというふうに思います。

いよいよ3番目の質問に移りたいと思います。

これで最後ですから。

3番目です。

学級数の維持のために、特に酪農経営科を維持するための特効薬が教育委員会から示されていない状況です。

公設民営塾の設置は、多額の予算もかからず、非常に有効だと考えていますけれども、地域おこし協力隊員制度の活用ですとか、本町には、マルチメディア館やら「ぷらと」やら、塾にできる教室、拠点とするものがいっぱいありますので、経費は充分抑えられると思います。

後は、やるかやらないかということだけですけれども。

まず、そのためにも「調査が必要だ」ということで先ほど御解答いただいたと思いますので、その点だけを注意していただきたいと。

議会が実施したアンケートの結果でも、学習の拠点を求める高校生の声はですね、非常に強いものがありました。

我々が学校に出かけていきまして、高校生の皆さんの意見をお聴きしたんですけれども、高校生は、本当に学習拠点を待っているんですね。

普段は、庁舎の4階、議会のロビーも空いているから来てくださいと言いたいくらい、高校生にとっては「どこか場所がありませんか」ということで、学校が終わって帰りのバスに乗るまでの時間も何とかしたいということで場所を探していたということもありますので、そういう点も頭に入れておいていただきたいと思います。

町長の行政執行方針ですけれども、「別海高校の普通科3間口の確保」、そして「酪農経営科生徒の「増員」を図る」と、こういうふうに述べられております。

町長の2期目就任から2年目を迎えることとなりますけれども、増員を図る目玉がいよいよ必要なというふうに思いますけれども、町長の考えをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 別海高校の維持、これは、大変重要な課題だというふうに捉えております。

普通科3間口、そして酪農経営科の増員、これも大切なことで、今宮越議員がおっしゃられた塾のことについても、場所は、今生涯学習センターができますし、いろんな可能性があるというふうには思っておりますけれども、高校生が大学進学のために学習を身につける塾となると、今度、先生を選ぶのもまた大変かなと思うけれども、適任な方がおられたら、やはり民間活用というようなことも含めて議論していく体制になるというふうに思っております。

酪農経営科のほうは、なかなか塾ということにはならないかもしれませんが、農場を持たない農業科のためには、やはり研修牧場を活用するとか、いろんな形での経験を踏まえて、また、地域には、中標津農業高校もありますし、標茶の農業科もありますけれども、できるだけ地元の学校に通ってもらって、別海高校で将来の酪農家を目指して勉強してもらえる、そういう体制に取り組んでいくことも必要だというふうに考えております。

別海高校のOBの方々の支援も受けて、一緒になって酪農経営科の生徒の人数を集めていくということについても対応していきたいというふうに考えております。

できるだけ、これからどんどん生徒の数が少なくなっていくから、生まれる数が少なくなっていく中で、いかに普通科3間口、そして酪農経営科1間口、これを確保していくかと、教育委員会と一緒に頑張って取り組んでいきたいと。

横田議員からありましたけれども、給食を提供するというのも1つ大きなメリットであると思いますし、外部指導者を採用しているというのもほかの学校には見られない効果が上がっております。

いろんな取組を含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 町長ですね、公設民営塾というのはですね、その塾の講師も、会社なんでしょうけれども、そこから移住してくるんですね。

例えば、弟子屈なら弟子屈、足寄なら足寄ということで、3名から4名がどんと移住してきて町民になってということでございます。

これから教育委員会も調査をするということで、よい話も悪い話も町長の耳にも入るといいうふうに思いますので、ぜひこの問題を継続して調査をしていただきたいというふうに思います。

教育環境がよくなれば、定住の促進が進むと、これは大手シンクタンクの調査の結果なんですけれども、そういうこともありますので、親の負担が少なくて子供たちが優秀になれば、その町には人が集まってくるという状況だというふうに思いますので。

ぜひ、これも教育委員会にお願いしておきますけれども、理事者の皆さんもそうですけど、今すぐできなくても、それは検討課題として、できれば早い段階により決断を出していただきたいというふうな意見でございます。

ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で1 番宮越正人議員の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日も、引き続き一般質問を午前10時から開きますので、御参集願います。

皆さん、大変御苦労さまでした。

議員の皆さん、この後全員協議会を行いますので、委員会室2・3のほうにお集まり
ください。

散会 午後 4時27分